

資料編

- 1 瀬戸内市環境基本条例
- 2 瀬戸内市環境審議会規則
- 3 本計画の見直しの経緯
- 4 アンケート調査結果
- 5 SDGsの17目標で見る
瀬戸内市の環境基本計画施策
- 6 用語説明

1. 瀬戸内市環境基本条例

瀬戸内市環境基本条例

平成 17 年 7 月 1 日

条例第 26 号

目次

第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条)

第 2 章 環境の保全等に関する施策の基本方針等(第 7 条・第 8 条)

第 3 章 環境の保全等に関する施策等(第 9 条—第 20 条)

第 4 章 環境審議会(第 21 条・第 22 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、瀬戸内市の良好な環境の保全等(復元及び創造を含む。)について基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全等は、市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受する権利を有するとともに、健全で恵み豊かな環境を将来の世代へ継承する責任を果たすことを旨として、行われなければならない。

2 環境の保全等は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷を少なくすること、及び人と自然との共生が確保されるとともに持続的に発展することができる社会の実現を目指して、すべての者の参加の下に行わなければならない。

3 地球環境の保全が人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上であるため、市民は地域の環境保全を通じて地球環境の保全に貢献することを基本とし、環境の保全等を積極的に推進しなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、本市の自然的社会的条件に応じた環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるとともに、その事業活動に係る廃棄物を適正に処理しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減、その他環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う廃棄物の排出、生活排水等による環境への負荷を低減するように努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全等に関する施策の基本方針等

(施策の基本方針)

第7条 市は、第4条に規定する施策(以下「施策」という。)を策定し、実施するに当たっては、次に掲げる基本方針に基づき、施策相互の有機的連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、生活環境及び自然環境が適正に保全されるよう大気、水、土壌、動植物その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持するための施策を推進すること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、地域の特性に応じて、森林、農地、水辺等における多様な自然環境を体系的に保全するための施策を推進すること。
- (3) 歴史的遺産及び文化的遺産を保存し、その活用を図るとともに、地域の個性を生かした美しい景観を形成すること。
- (4) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれるように、潤いと安らぎのある環境を創造するための施策を推進すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、瀬戸内市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全等に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市長は、瀬戸内市環境審議会の意見を聴いて環境基本計画を作成しなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3章 環境の保全等に関する施策等

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全について配慮しなければならない。

(規制等の措置)

第10条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、指導、助言その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に関する公共施設の整備)

第11条 市は、環境の保全に関する公共的施設の整備を推進するものとする。

(環境資源の活用等)

第12条 市は、潤いと安らぎを与える山地、森林、河川、海、ため池等の緑、水辺等の自然的資源、先人から引き継いだ歴史的資源、まちづくりで築きあげてきた文化的資源等の環境資源を保全し、活用にも努めるものとする。

(資源の循環的な利用等の推進)

第13条 市は、環境への負荷の低減を図るため、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(地球環境の保全の推進)

第14条 市は、市民の日常生活並びに市及び事業者の活動において、地球環境の保全が積極的に推進されるように、施策の推進に努めなければならない。

(環境教育、学習の振興等)

第15条 市は、市民及び事業者が自ら環境の保全等についての理解を深めるとともに、環境への負荷の低減のための活動が促進されるよう、環境に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の推進)

第16条 市は、市民、事業者又は民間団体(以下「民間団体等」という。)の環境の保全等に関する自発的な活動を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第17条 市は、第15条に規定する環境に関する教育及び学習を振興し、民間団体等の自発的な活動の促進に資するため、個人及び法人その他の団体の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況、その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(指導、助言及び助成)

第18条 市は、環境の保全等のために必要があると認めるときには、民間団体等に対し、指導、助言及び助成を行うことができる。

(調査の実施等)

第19条 市は、環境の保全等に関する施策を策定し、及び適正に実施するため、必要な調査を実施するものとする。

2 市は、環境の状況を把握し、環境の保全等に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定及び検査を行う体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第20条 市は、環境の保全等に関する広域的な取組を必要とする施策については、国及び岡山県その他の地方公共団体と協力して、推進するよう努めるものとする。

第4章 環境審議会

(瀬戸内市環境審議会)

第21条 環境の保全に関する事項を審議するため、瀬戸内市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、第8条第3項に規定する環境基本計画に関し、意見をし、環境の保全に関する基本的事項について、市長の諮問に応じ、調査審議する。

3 審議会は、環境の保全に関する重要事項について、市長に建議することができる。

(審議会の組織等)

第22条 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

2. 瀬戸内市環境審議会規則

瀬戸内市環境審議会規則

平成 17 年 7 月 1 日

規則第 30 号

(趣旨)

第 1 条 瀬戸内市環境基本条例(平成 17 年瀬戸内市条例第 26 号)第 22 条の規定に基づき瀬戸内市環境審議会(以下「審議会」という。)組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 18 人以内で構成し、委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 各種団体代表
- (2) 事業者代表
- (3) 学識経験者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長になる。

(部会)

第 6 条 会長が必要と認めるときには、部会を置くことができる。

- 2 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 部会長は、部会における審議の経過及び結果を審議会の会議に報告しなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(事務局)

第 7 条 審議会の事務局は、市民生活部生活環境課内に置く。

(その他)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 11 日規則第 15 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 31 日規則第 24 号)

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 31 日規則第 19 号)

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

○ 瀬戸内市環境審議会委員名簿

氏名 (50音順・敬称略)	所属・役職
安達 高志	大和紙器株式会社 瀬戸内工場 総務部 部長代理
阿部 浩一	岡山市農業協同組合 瀬戸内営農センター センター長
上浦 章史	株式会社岡山村田製作所 管理部 EHS 推進課 シニアマネージャー
沖 陽子	岡山県立大学 理事長 兼 学長
小原 悠雲	前島グリーンアイランド体験交流協議会 事務局
上田 健二	環境省 中国四国地方環境事務所 所長
柴田 悟	牛窓町漁業協同組合 組合長
高橋 和宏	岡山県 備前県民局地域政策部 環境課 課長
竹原 弘子	瀬戸内市消費生活問題研究協議会 副会長
松村 慎吾	日本オリーブ株式会社 製造部 課長
松本 正樹	邑久町漁業協同組合 組合長
丸尾 元芳	瀬戸内市環境衛生協議会 会長
元浜 詳一	瀬戸内市商工会 会長
安木 義忠	いそのかみ里山倶楽部 代表
山崎 佳沙	うみもりプロジェクト～海も森もきれいにしよう～ 代表
山田 哲弘	岡山県地球温暖化防止活動推進センター 事務局長

会長：沖 陽子

副会長：安木 義忠

3. 本計画の見直しの経緯

日時	実施内容
令和3年11月4日(木) 13:30~15:40	令和3年度 第1回瀬戸内市環境審議会 (協議内容) 1. 現行計画の概要と進捗状況について 2. アンケート結果と課題について 3. 見直し後の基本方針(案)及び施策体系(案)について
令和4年1月14日(金) 9:30~12:00	令和3年度 第2回瀬戸内市環境審議会 (協議内容) 1. 計画の基本的な考え方及び市の目指す環境について 2. 主要施策(案)について 3. 計画の推進について
令和4年2月9日(水) ~令和4年2月28日(月)	パブリックコメントの実施
令和4年3月11日(金) 14:00~15:10	令和3年度 第3回瀬戸内市環境審議会 1. 第2次瀬戸内市環境基本計画(改定版)の最終案について



諮問書交付の様子



答申書提出の様子



瀬戸内市環境審議会の様子

4. アンケート調査結果

瀬戸内市の環境に関する市民アンケート 調査結果

(1) 調査の目的

本アンケート調査は、『第2次瀬戸内市環境基本計画』改訂（中間見直し）の一環として、瀬戸内市に居住する市民を対象に、環境に配慮した行動の実施状況や市の環境に関する認識、今後の方向性等を把握するために実施したものである。

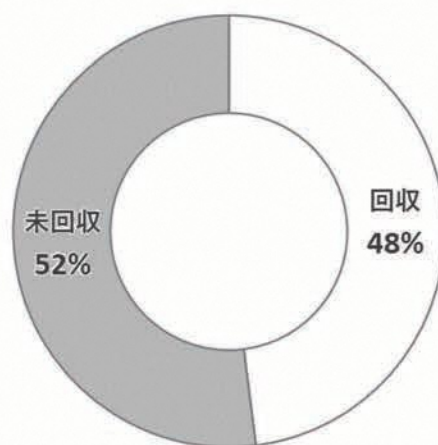
調査結果は、『第2次瀬戸内市環境基本計画』の中間評価や市の環境課題の抽出、環境施策の方向性等の検討に用いる基礎資料とした。

(2) 調査方法

○調査対象者	: 市内に居住する市民 18 歳以上の男女
○抽出方法	: 無作為に抽出
○配布・回収方法	: 郵送配布・郵送回収
○実施期間	: 令和3年8月2日(月) ~ 令和3年8月23日(月)

(3) 配布・回収状況

配布数	1,000 票
回収数	479 票
回収率	48 %

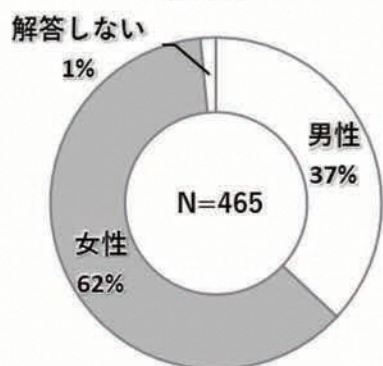


(4) 調査項目

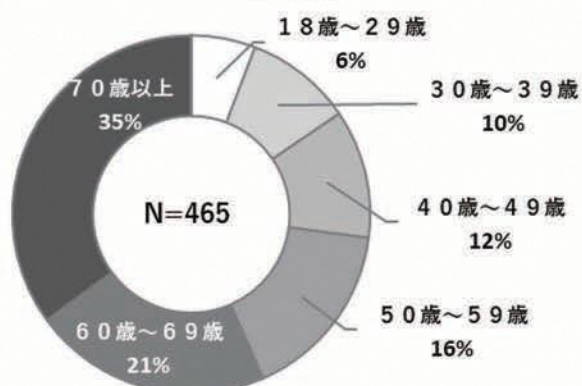
- ① 回答者のことについて
- ② 環境に対する関心や行動について
- ③ 環境に関する情報の入手方法について
- ④ 現在住んでいる地域の環境について
- ⑤ 身近に感じる環境変化について
- ⑥ 瀬戸内市が今後取り組んでいくテーマについて

① 回答者のことについて

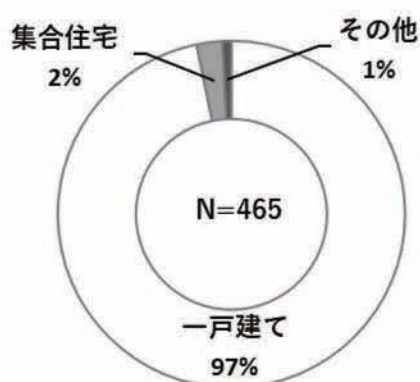
【性別】



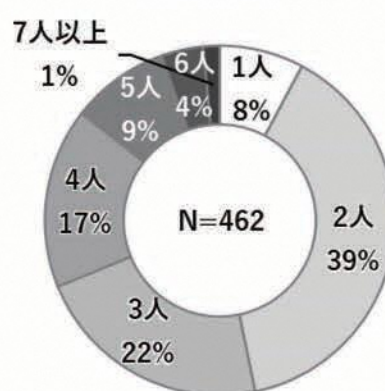
【年齢】



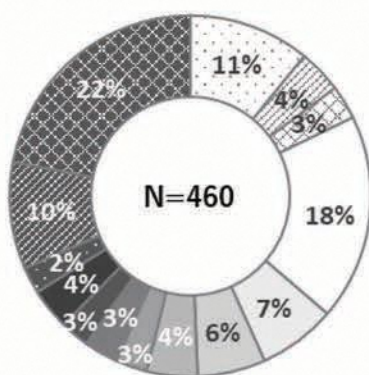
【居住形態】



【世帯人数】

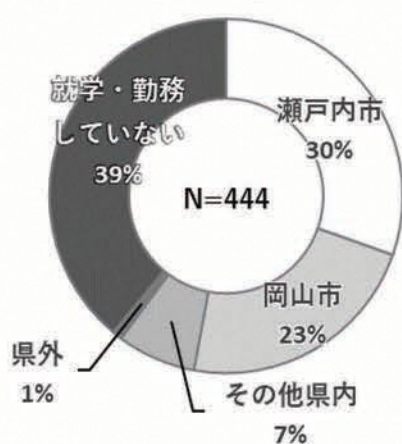


【居住地域】

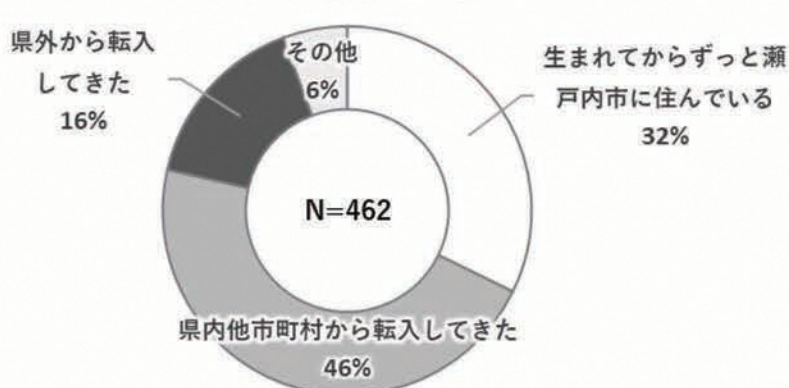


- 牛窓
- ▣ 鹿忍 (鹿忍・千手)
- ▤ 長浜
- 邑久 (尾張・山手・山田庄・豊安)
- ▣ 福田 (豆田・福元・百田・宗三・福中)
- ▤ 今城 (大富・福山・向山・北島)
- ▥ 豊原 (東谷・豊原・大窪)
- ▦ 本庄 (本庄・上山田・下山田)
- ▧ 笠加 (上笠加・下笠加・箕輪・北池)
- ▨ 玉津 (尻海・庄田)
- ▩ 裳掛 (福谷・虫明)
- 美和 (西須恵・東須恵・飯井)
- 国府 (牛文・磯上・福里・土師)
- ▬ 行幸 (福岡・服部・八日市・長船)

【勤務先】



【居住期間】



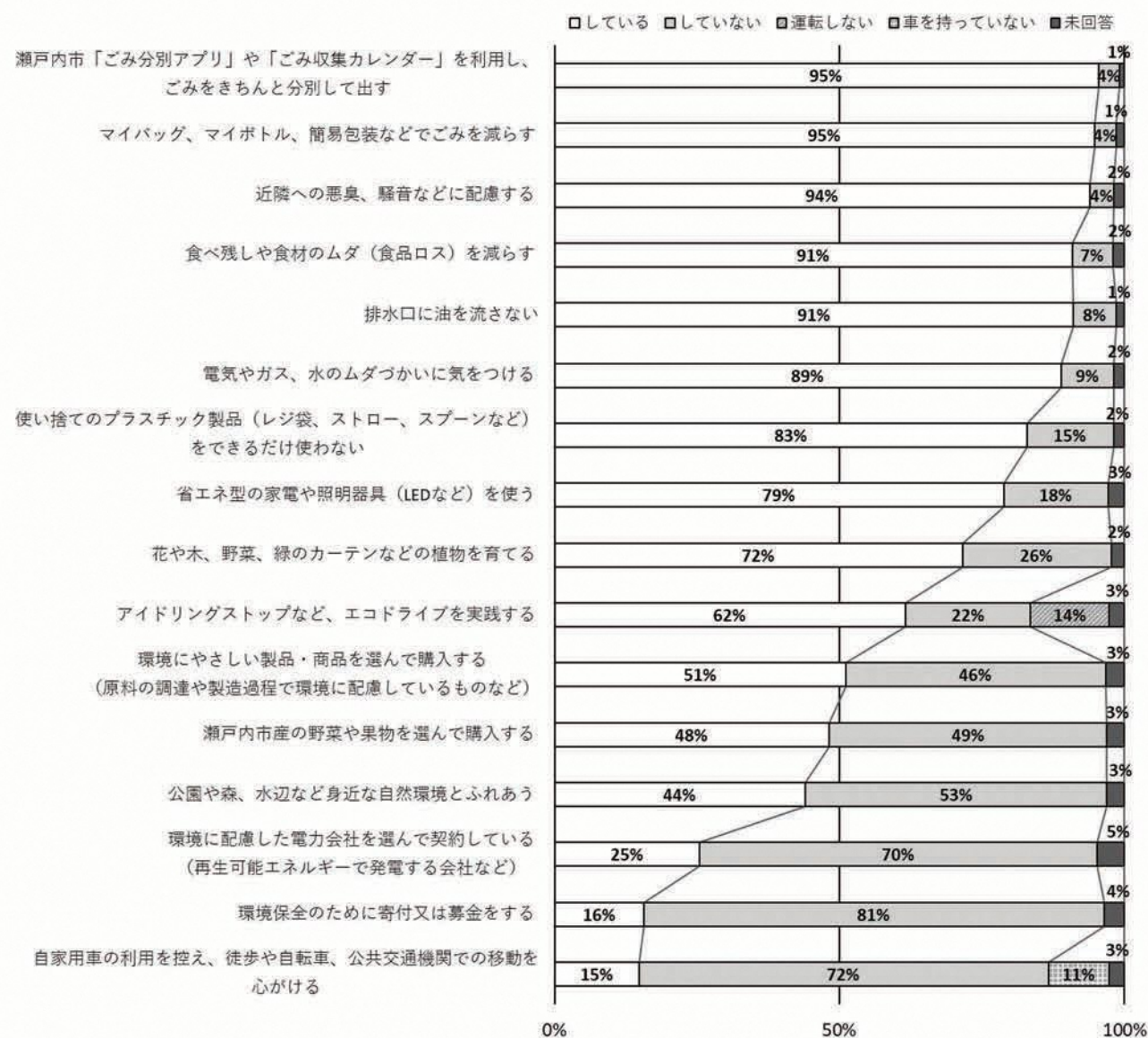
② 環境に対する関心や行動について

I. 【問】瀬戸内市では、環境にやさしいライフスタイルの実践・定着を進めています。

あなたは普段、次にあげる個人でできる環境にやさしい行動(=「環境行動」)をしていますか。(A～Q それぞれあてはまるものを1つ選んで○)

【例】

A 瀬戸内市「ごみ分別アプリ」や「ごみ収集カレンダー」を利用し、 ごみをきちんと分別して出す	1. している	2. していない	
K アイドリングストップなど、エコドライブを実践する	1. している	2. していない	3. 運転しない
L 自家用車の利用を控え、徒歩や自転車、公共交通機関での 移動を心がける	1. している	2. していない	3. 車を持っていない



- ごみの分別・減量化や近隣への悪臭・騒音への配慮に関する行動の実施率（「している」と回答した割合）が9割以上と特に高く、電気等の浪費防止や省エネ型家電の使用も実施率8割以上と高かった。
- 実施率が低かった行動としては、「環境に配慮した電力会社を選んで契約している（25%）」、「環境保全のための寄付又は募金をする（16%）」、「自家用車の利用を控え、徒歩や自転車、公共交通機関での移動を心がける（15%）」が挙げられる。
- 平成28年度に実施されたアンケート結果（以降 H28 アンケート）と比較して、「排水口に油をそのまま流さない（H28：実施率 75%、以降同様）」や「環境にやさしい製品の購入（29%）」、「自然環境とのふれあい（26%）」の実施率が5%以上向上した一方、実施率が5%以上低下した行動は確認されなかった。
- その他の環境行動として、ごみ拾いや野菜くず等のたい肥化、ソーラーパネル・太陽熱温水器の設置等の回答が得られた。

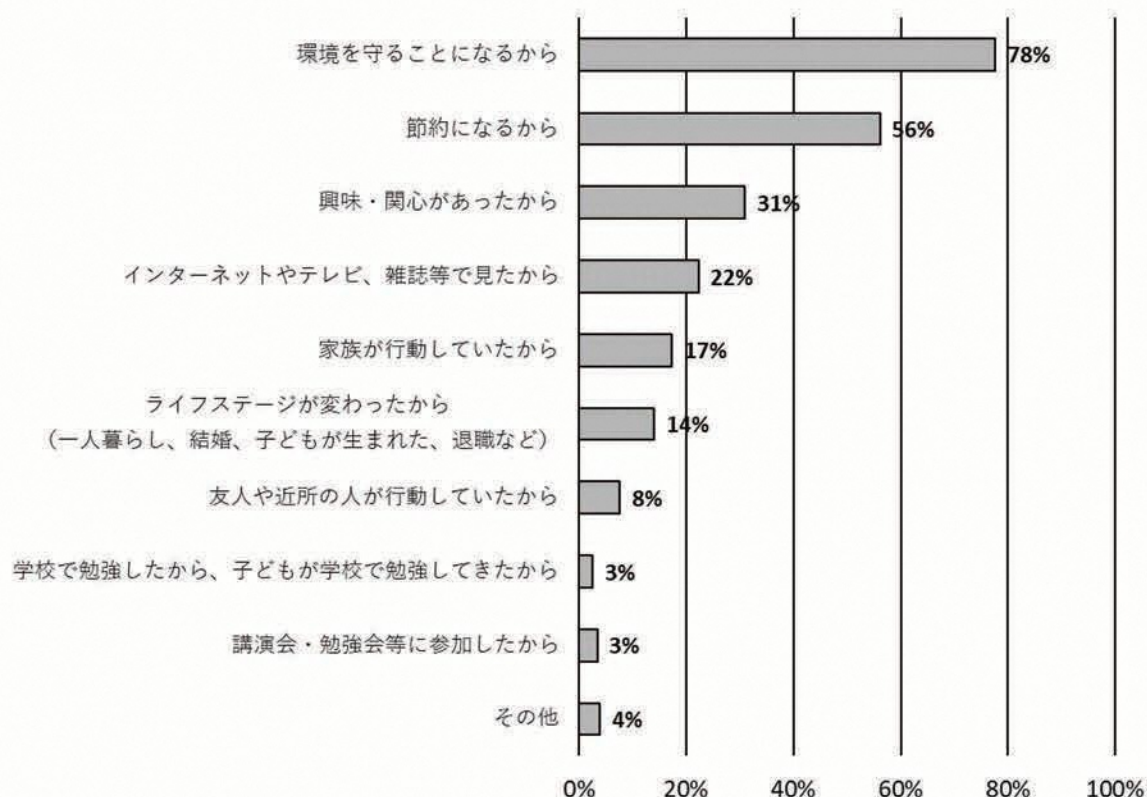
II.（Iで「している」に○が1つ以上ある方のみ回答）

【問】その行動を始めたきっかけを教えてください。（○はいくつでも）

【例】1. 環境を守ることになるから

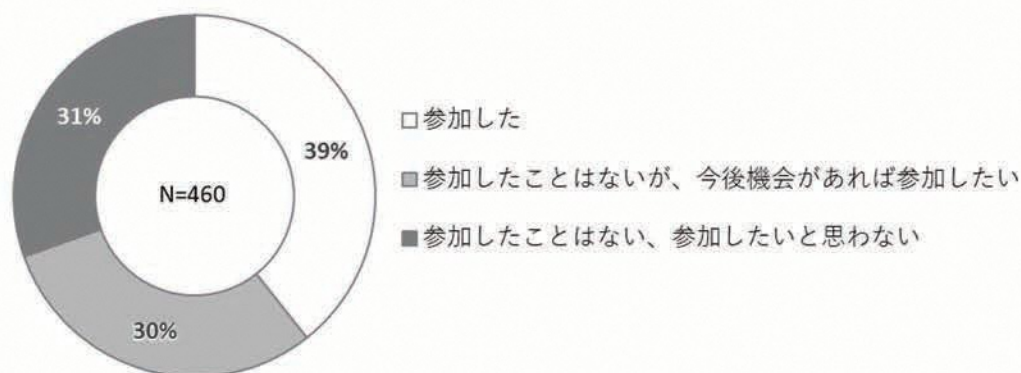
2. 興味・関心があったから

3. ライフステージが変わったから（一人暮らし、結婚、子どもが生まれた、退職など）



- 環境行動を始めたきっかけとして、回答者の約8割が「環境を守ることになるから」と回答し、次いで「節約になるから」が約6割と多かった。
- その他のきっかけとして、勤務先での教育やSDGsを意識している等の回答が得られた。

III. 【問】あなたは、ここ1年間に地域の環境活動などに参加したことがありますか。(○は1つ)

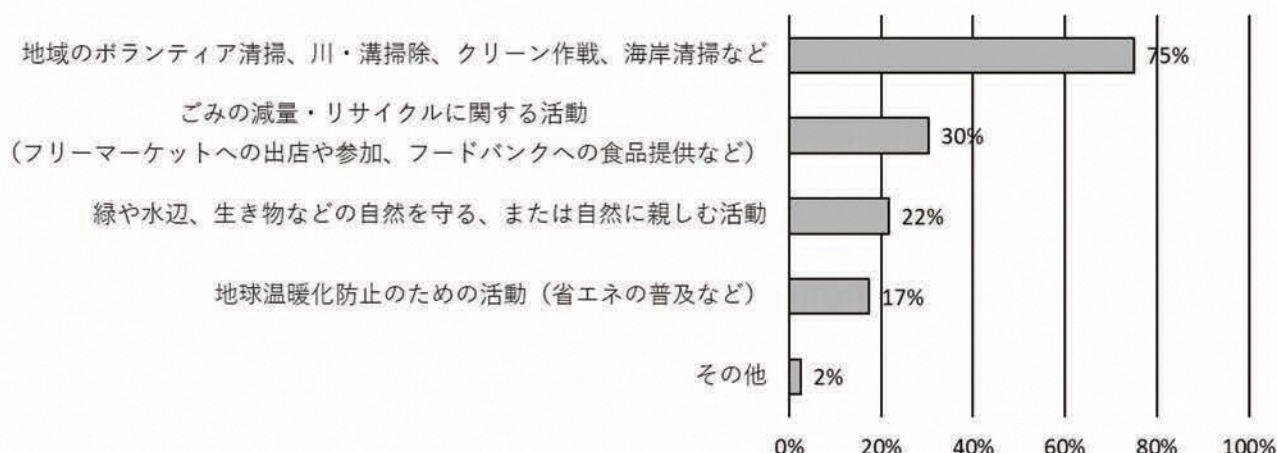


- 回答者の約4割が直近1年以内に地域の環境活動へ「参加した」と回答しており、これはH28アンケートの「環境活動団体に参加して環境活動を進めている」と回答した割合(41%)と同等であった。
- 「参加したことはないが、今後機会があれば参加したい」の回答も3割を占めており、H28アンケートの「機会があれば参加したい(4%)」の回答よりも大幅に多かった。

IV. (Ⅲで「参加した」、「参加したことはないが、今後機会があれば参加したい」と答えた方のみ回答)

【問】参加したことがある活動や、参加してみたい活動はどれですか。(○はいくつでも)

- 【例】
1. 地域のボランティア清掃、川・溝掃除、クリーン作戦、海岸清掃など
 2. 緑や水辺、生き物などの自然を守る、または自然に親しむ活動
 3. ごみの減量・リサイクルに関する活動
(フリーマーケットへの出店や参加、フードバンクへの食品提供など)

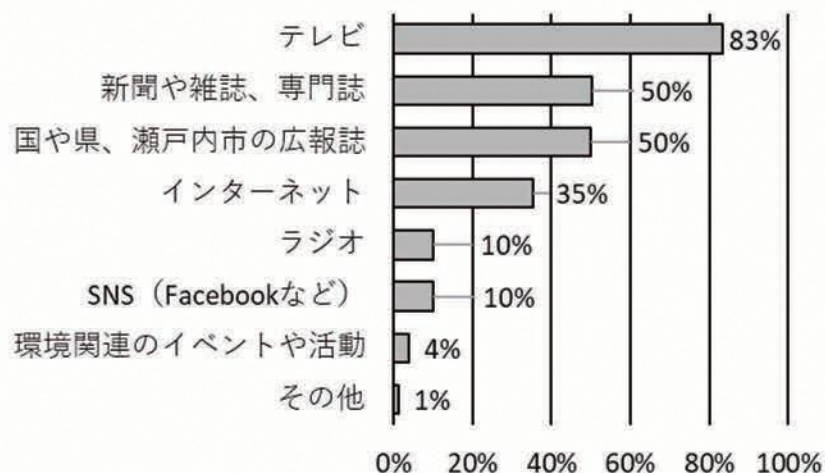


- 参加したことがあるもしくは参加してみたい地域の環境活動として、回答者の約8割が「地域のボランティア清掃、川・溝掃除、クリーン作戦、海岸清掃など」と回答していた。
- 「ごみの減量・リサイクルに関する活動」、「自然を守る、または自然に親しむ活動」、「地球温暖化防止のための活動」についても、2~3割程度の回答が得られた。
- その他の活動として、獣害対策やフードバンクに取り組む飲食店を利用する等の回答が得られた。

③ 環境に関する情報の入手方法について

I. 【問】あなたは、環境に関する情報をどこから入手していますか。(〇はいくつでも)

- 【例】 1. テレビ
2. ラジオ
3. 新聞や雑誌、専門誌



- 環境に関する情報の入手方法として、回答者の約 8 割が「テレビ」と回答しており、次いで「新聞や雑誌、専門誌」や「国や県、瀬戸内市の広報誌」がそれぞれ 5 割、「インターネット」が約 4 割の回答であった。
- その他の入手方法として、メーリングリストや回覧、友人・近所の人、会社等の回答が得られた。

④ 現在住んでいる地域の環境について

I. 【問】あなたは、次にあげる身のまわりの環境についてどのように感じていますか。

(A～G それぞれに○は1つ)

【例】A 大気汚染や騒音、臭いなどの心配がなく快適に暮らせている

1. そう思う
2. 少しそう思う
3. あまりそう思わない
4. そう思わない

B お住まいの地域はごみの散乱やポイ捨てなどがなく清潔である

1. そう思う
2. 少しそう思う
3. あまりそう思わない
4. そう思わない

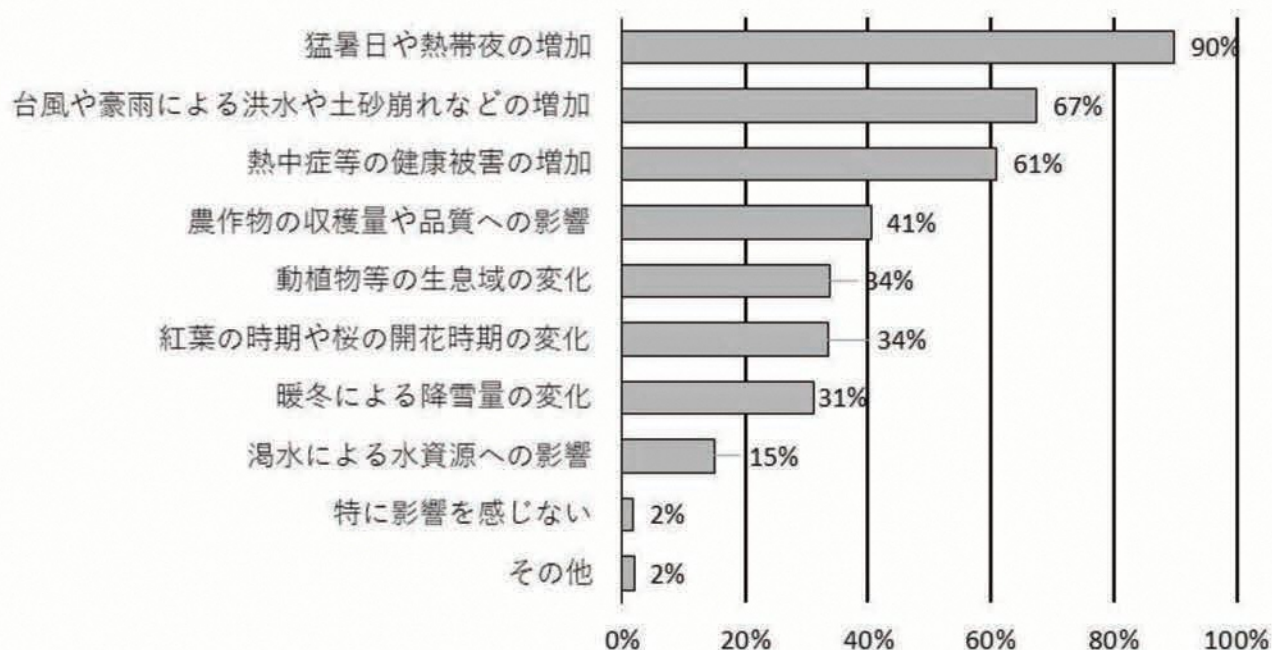


- 「気候変動等による気象の変化が激しくなっている」に対し、「そう思う」と回答した割合は約8割で、「少しそう思う」の回答と合わせると、回答者のほとんどが感じていると回答していた。
- その他「そう思う」の回答が過半数を超えていた項目としては、「農に親しむ場や機会がある」や「さまざまな生き物がいる環境がある」が挙げられ、「少しそう思う」の回答と合わせると、回答者の約8割が感じていると回答していた。
- 「あまりそう思わない」と「そう思わない」の合計が3割以上だった項目としては、「親しめる水辺空間がある」、「ごみの散乱やポイ捨てなどがなく清潔である」、「環境についての情報が収集できたり、学んだりできている」が挙げられ、特に「環境についての情報が収集できたり、学んだりできている」は、「そう思う」の割合が2割を下回っていた。

⑤ 身近に感じる環境変化について

- I. 【問】現在、温室効果ガスの増加にともなう気候変動（地球温暖化や降雨パターンの変化など）により、様々な影響が出てきています。
あなたやあなたの家庭で、気候変動やその影響として感じているものは何ですか？
（1～10の中から当てはまるものすべてに○）

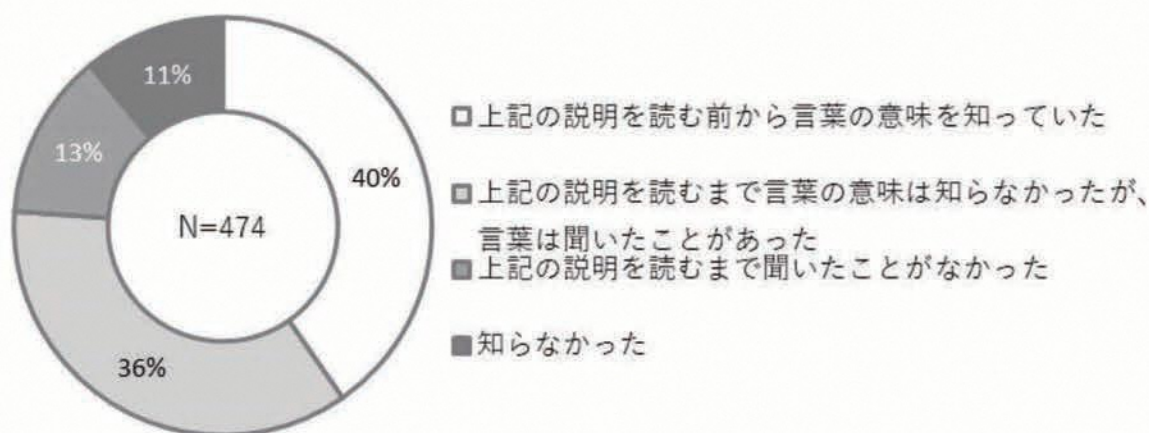
- 【例】 1. 農作物の収穫量や品質への影響
2. 台風や豪雨による洪水や土砂崩れ等の増加
3. 動植物等の生息域の変化



- 気候変動やその影響として感じているものとして、回答者の9割が「猛暑日や熱帯夜の増加」を挙げており、次いで「台風や豪雨による洪水や土砂崩れなどの増加（67%）」、「熱中症等の健康被害の増加（61%）」の回答が多かった。
- その他の気候変動やその影響として、潮位の上昇や、水産物の収穫量・種類の減少等の回答が得られた。

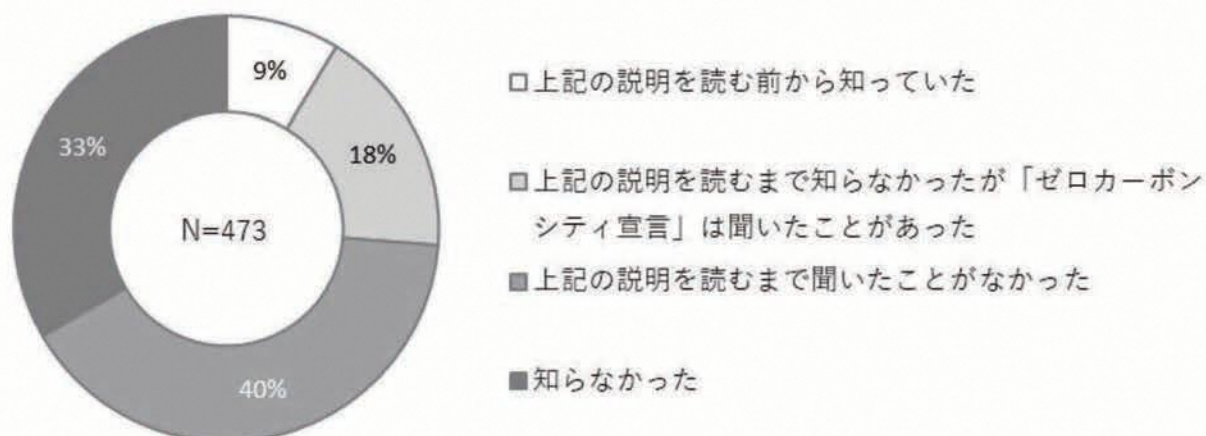
⑥ 瀬戸内市が今後取り組んでいくテーマについて

I. 【問】あなたは、「脱炭素社会」という言葉の意味を知っていましたか。(〇は1つ)



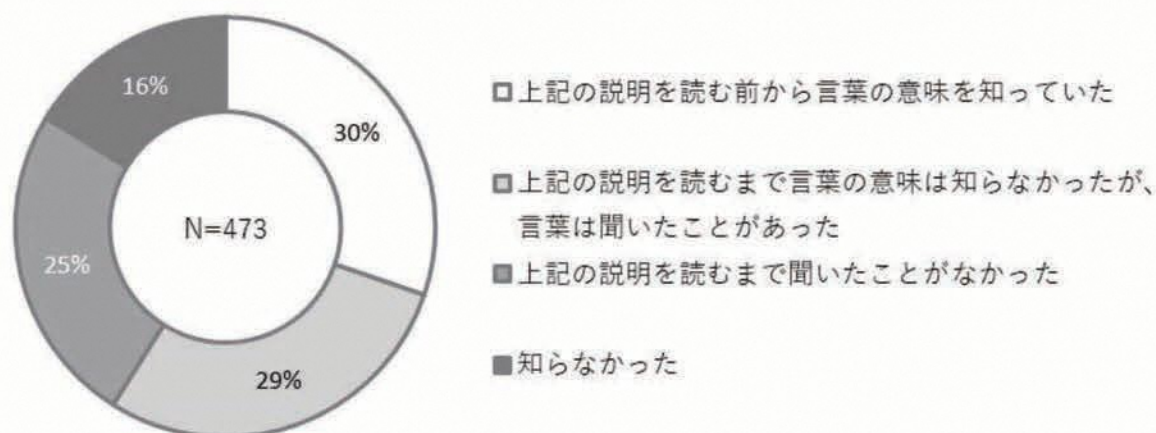
➤ 「脱炭素社会」について、回答者の4割が「言葉の意味を知っていた」と回答し、「聞いたことがなかった」や「知らなかった」との回答はそれぞれ1割程度であった。

II. 【問】あなたは、瀬戸内市が「ゼロカーボンシティ宣言」を掲げて地球温暖化対策を推進していることを知っていましたか。(〇は1つ)



➤ 瀬戸内市の「ゼロカーボンシティ宣言」について、「知っていた」あるいは「聞いたことがあった」との回答は約3割であり、回答者の約7割が「聞いたことがなかった」や「知らなかった」と回答していた。

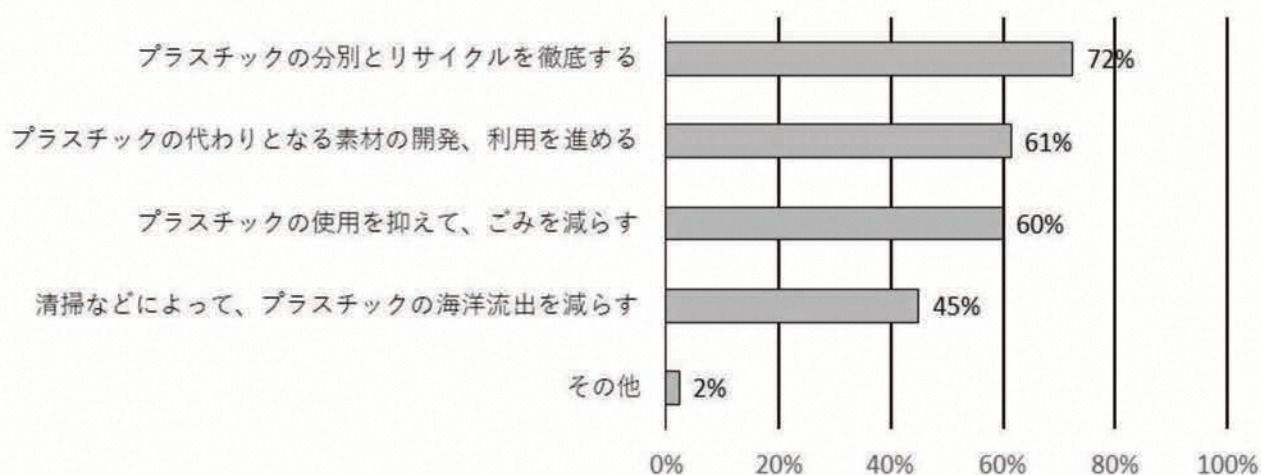
III. 【問】あなたは、「生物多様性」という言葉の意味を知っていましたか。(○は1つ)



- 「生物多様性」について、「言葉の意味を知っていた」との回答は3割であり、回答者の約4割が「聞いたことがなかった」あるいは「知らなかった」と回答していた。

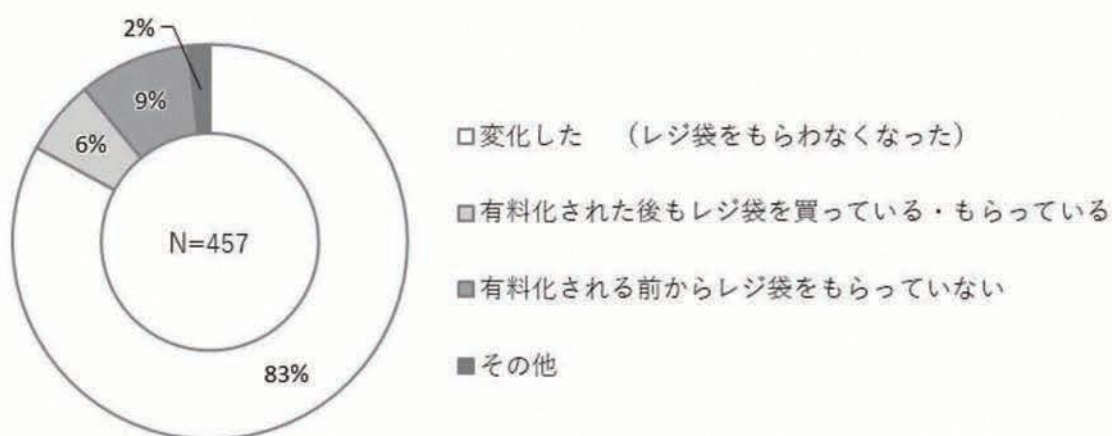
IV. 【問】プラスチック問題の解決に向けて、あなたが、重要だと考えることはどれですか。(○はいくつでも)

- 【例】 1. プラスチックの使用を抑えて、ごみを減らす
 2. プラスチックの分別とリサイクルを徹底する
 3. プラスチックの代わりとなる素材の開発、利用を進める



- プラスチック問題の解決に向けて、回答者の約7割が「分別とリサイクルの徹底」が重要と回答しており、次いで「代わりとなる素材の開発、利用」の促進や、「使用を抑えて、ごみを減らす」の回答がそれぞれ約6割と多かった。
- その他の重要と考えることとして、環境教育や啓発活動の充実、製造企業による回収、ポイ捨ての防止等の回答が得られた。

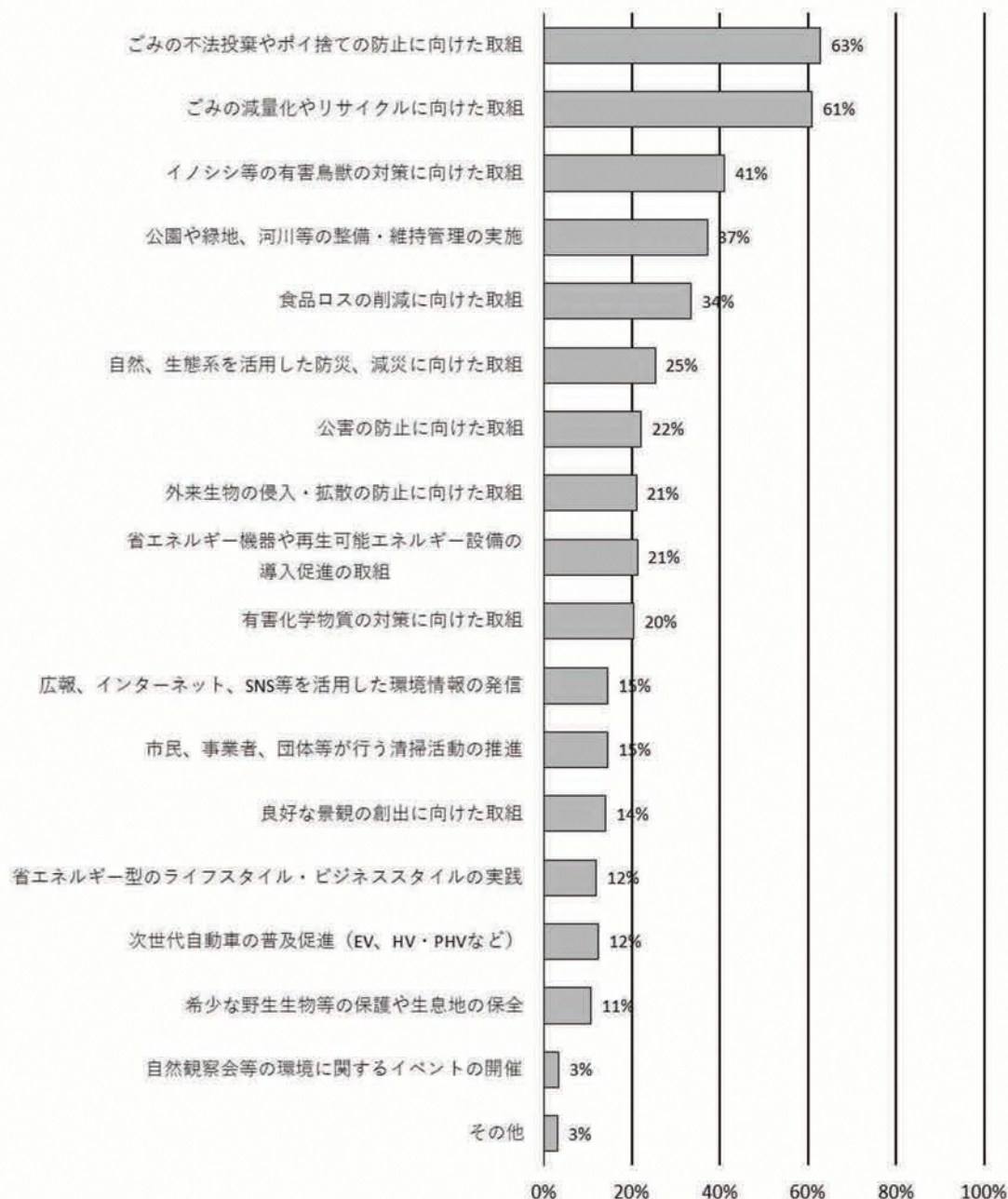
V. 【問】プラスチック製の買物袋(レジ袋)の有料化を受けて、食品や日用品などの日常的な買い物で、あなたの行動に変化はありましたか。(〇は1つ)



- プラスチック製の買物袋(レジ袋)の有料化により、回答者の約8割が「レジ袋をもらわなくなった」と回答しており、「有料化される前からレジ袋をもらっていない」の回答と合わせると、約9割がレジ袋をもらっていないと回答していた。
- その他の変化としては、レジ袋を複数回使用するようになった、レジ袋が必要な時にもらっている、空き箱をもらって帰っている等の回答が得られた。

VI. 【問】より良い環境をめざしていく中で、瀬戸内市の取組として、どのような分野に力を入れていくべきだと思いますか。(〇は5つまで)

- 【例】 1. 公害の防止に向けた取組
2. 有害化学物質の対策に向けた取組
3. ごみの減量化やリサイクルに向けた取組



- 市の取組として力を入れていくべき分野として、回答者の約6割が「ごみの不法投棄やポイ捨ての防止に向けた取組」や「ごみの減量化やリサイクルに向けた取組」と回答し、次いで「イノシシ等の有害鳥獣の対策に向けた取組」や「公園や緑地、河川等の整備・維持管理の実施」がそれぞれ約4割と多かった。
- その他の分野として、野外焼却の禁止、下水道の整備、子どもの頃から継続した環境教育等の回答が得られた。

(1) 調査の目的

本アンケート調査は、『第2次瀬戸内市環境基本計画』改訂（中間見直し）の一環として、瀬戸内市に居住する市民を対象に、環境に配慮した行動の実施状況や市の環境に関する認識、今後の方向性等を把握するために実施したものである。

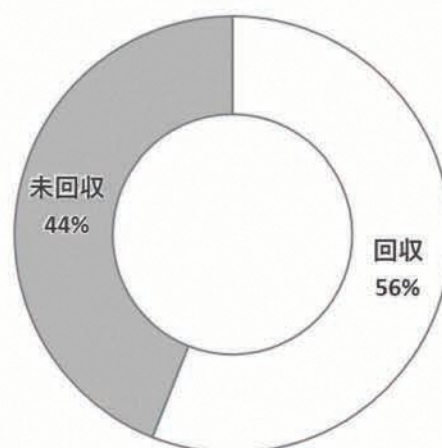
調査結果は、『第2次瀬戸内市環境基本計画』の中間評価や市の環境課題の抽出、環境施策の方向性等の検討に用いる基礎資料とした。

(2) 調査方法

○調査対象者	: 市内の事業者
○抽出方法	: 無作為に抽出
○配布・回収方法	: 郵送配布・郵送回収
○実施期間	: 令和3年8月2日(月) ~ 令和3年8月23日(月)

(3) 配布・回収状況

配布数	200 票
回収数	112 票
回収率	56 %

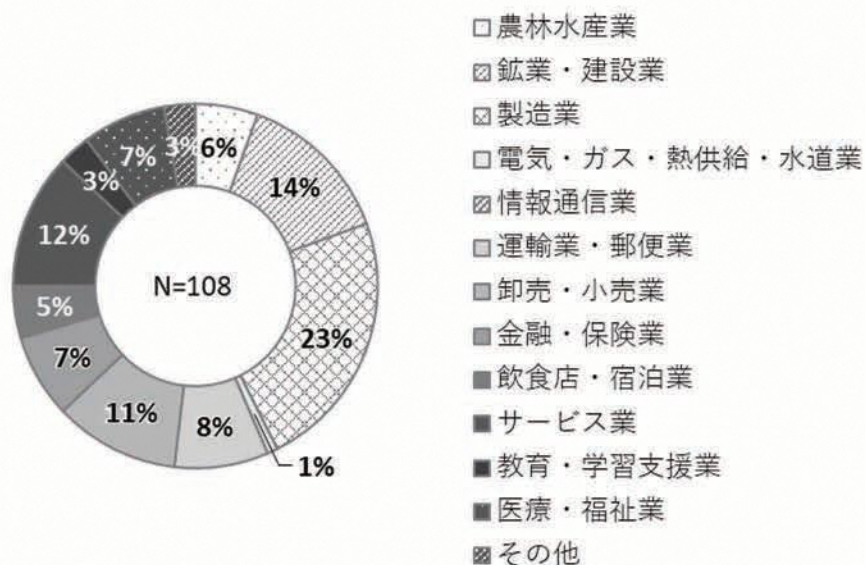


(4) 調査項目

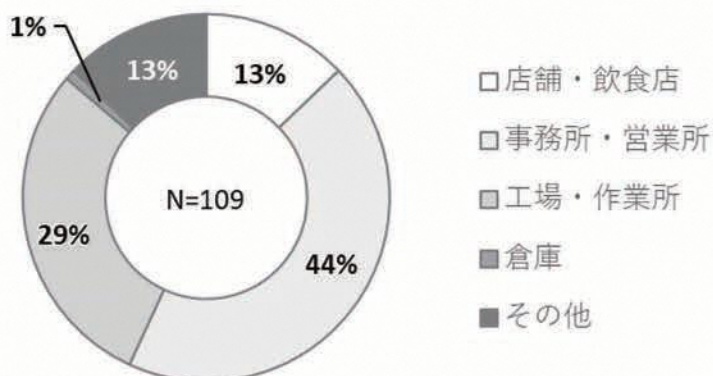
- ① 事業所のことについて
- ② 環境に対する関心や行動について
- ③ 環境に関する情報の入手方法について
- ④ 現在住んでいる地域の環境について
- ⑤ 身近に感じる環境変化について
- ⑥ 瀬戸内市が今後取り組んでいくテーマについて

① 回答者のことについて

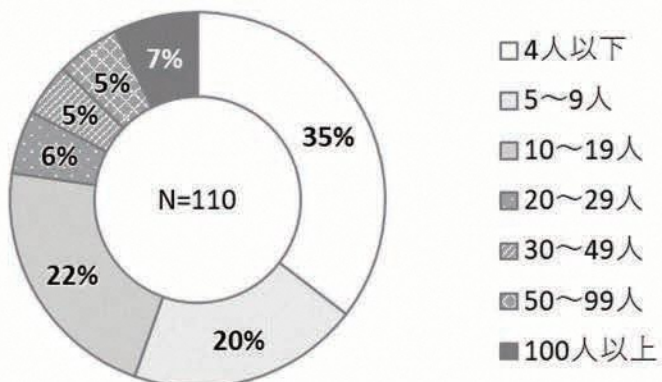
【業種】



【業務形態】



【従業員数】



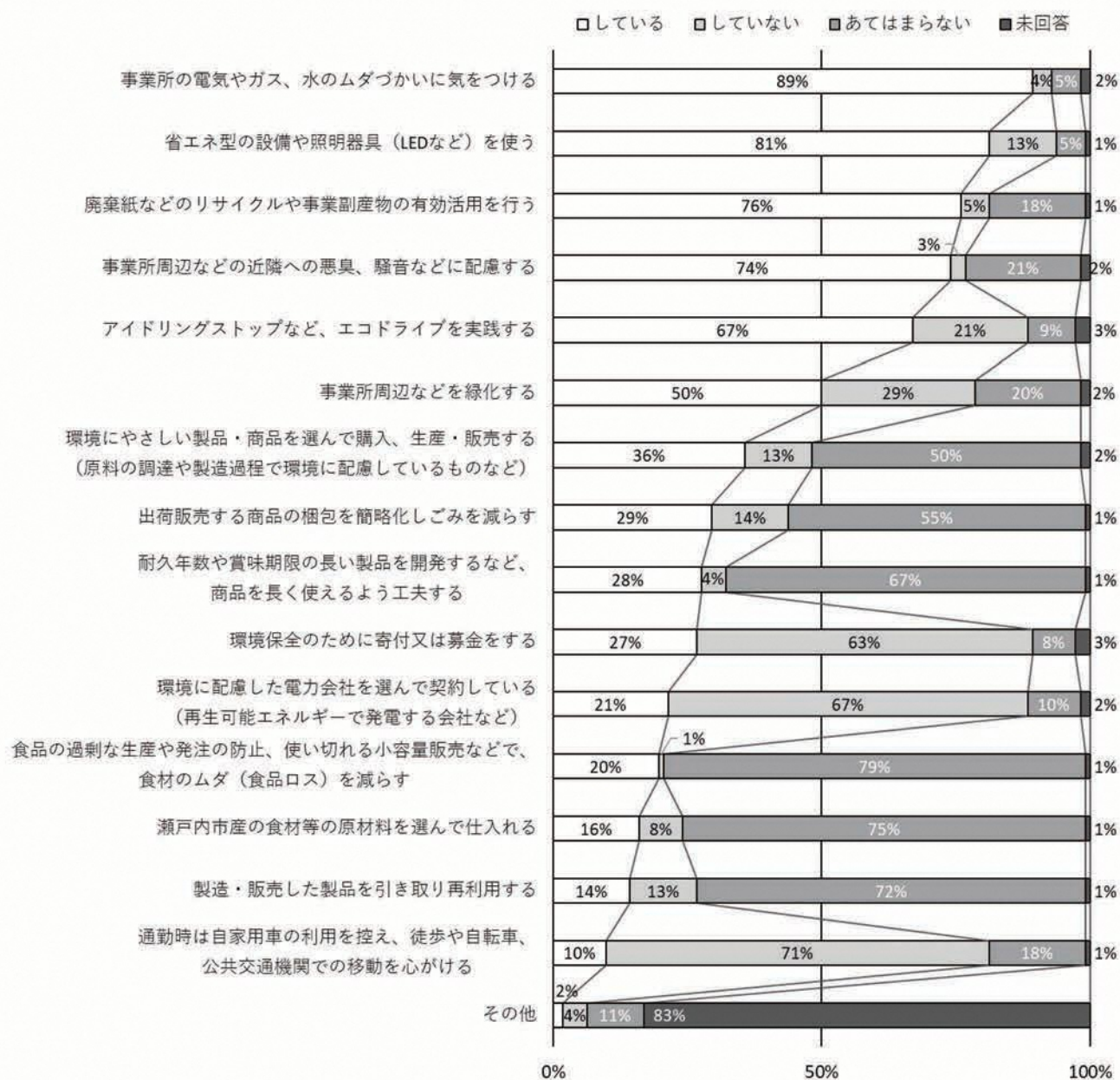
② 環境に対する関心や行動について

I. 【問】瀬戸内市では、環境にやさしいライフスタイルの実践・定着を進めています。

貴事業所では普段、次にあげる事業所でできる環境にやさしい行動(=「環境行動」)をしていますか。(A～Q それぞれあてはまるものを1つ選んで○)

【例】

A 廃棄紙などのリサイクルや事業副産物の有効活用を行う	1. している	2. していない	3. あてはまらない
B 出荷販売する商品の梱包を簡略化しごみを減らす	1. している	2. していない	3. あてはまらない
C 耐久年数や賞味期限の長い製品を開発するなど、商品を長く使えるよう工夫する	1. している	2. していない	3. あてはまらない



- 環境行動として、回答事業者の約 9 割が「事業所の電気やガス、水のムダづかいに気をつける」を実施（「している」と回答）しており、次いで「省エネ型の設備や照明器具（LED など）を使う」や、「廃棄紙などのリサイクルや事業副産物の有効活用を行う」がそれぞれ約 8 割と実施率が高かった。
- 実施率が低かった（「していない」の回答が多い）行動としては、「環境保全のために寄付又は募金をする（「していない」63%、以降同様）」、「環境に配慮した電力会社を選んで契約している（67%）」、「通勤時は自家用車の利用を控え、徒歩や自転車、公共交通機関での移動を心がける（71%）」が挙げられる。
- 平成 28 年度に実施されたアンケート結果（以降 H28 アンケート）と比較して、「省エネ設備の使用（選択）（H28：実施率 68%、以降同様）」や「事業所周辺などの緑化（15%）」、「商品梱包の簡略化（14%）」、「寿命の長い製品の開発（11%）」、「環境にやさしい製品の購入・生産・販売（23%）」の実施率が 5%以上向上した。一方、「廃棄紙等のリサイクル（88%）」では、実施率が 5%以上低下していた。
- その他の環境行動として、フードバンクの利用や、PCB 製品の廃棄処分の回答が得られた。

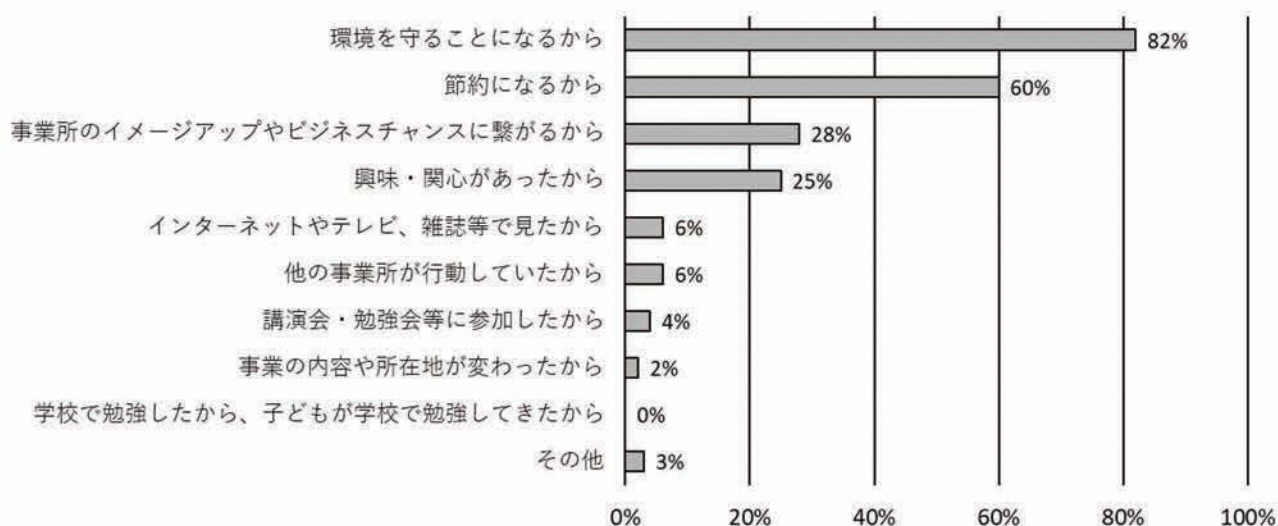
II.（I で「している」に○が 1 つ以上ある方のみ回答）

【問】その行動を始めたきっかけを教えてください。（○はいくつでも）

【例】1. 環境を守ることになるから

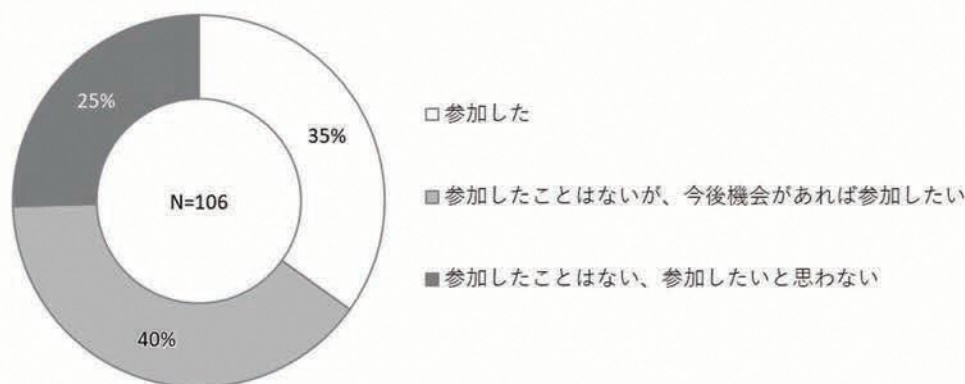
2. 興味・関心があったから

3. 事業所のイメージアップやビジネスチャンスに繋がるから



- 環境行動を始めたきっかけとして、回答事業者の約 8 割が「環境を守ることになるから」と回答し、次いで「節約になるから」が約 6 割と多かった。
- 回答事業者の約 3 割が、環境行動を「事業所のイメージアップやビジネスチャンスに繋がる」と捉えていた。
- その他のきっかけとして、社会全体の流れや本社からの指示等の回答が得られた。

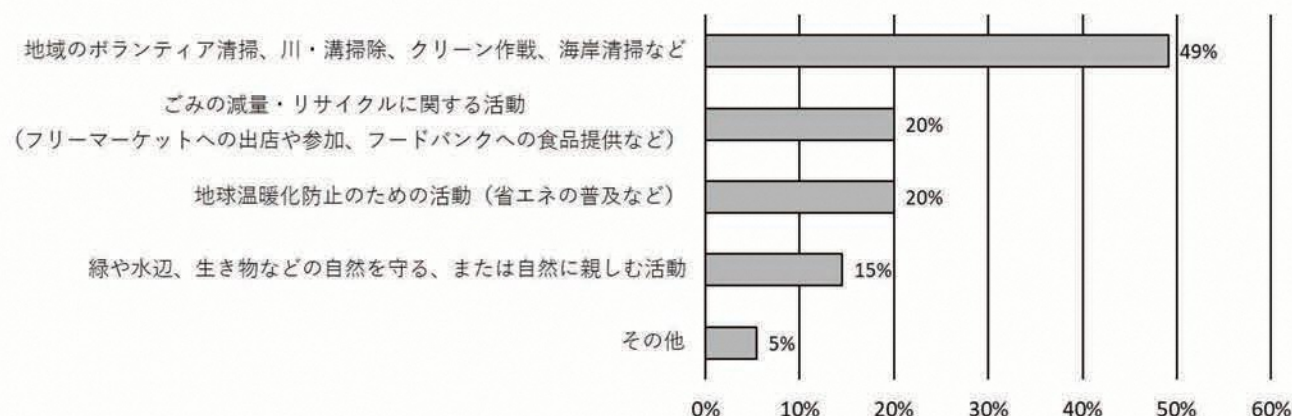
III. 【問】貴事業所では、ここ1年間に地域の環境活動などに参加したことがありますか。(〇は1つ)



- 回答事業者の約4割が直近1年以内に地域の環境活動へ「参加した」と回答しており、これはH28アンケートの「環境活動団体に参加して環境活動を進めている」と回答した割合(8%)よりも大幅に高かった。
- 「参加したことはないが、今後機会があれば参加したい」の回答も4割を占めており、回答事業者の7割以上が、地域の環境活動に参加しているか、もしくは機会があれば参加したいと回答していた。

IV. (Ⅲで「参加した」、「参加したことはないが、今後機会があれば参加したい」と答えた方のみ回答) 【問】参加したことがある活動や、参加してみたい活動はどれですか。(〇はいくつでも)

- 【例】
1. 地域のボランティア清掃、川・溝掃除、クリーン作戦、海岸清掃など
 2. 緑や水辺、生き物などの自然を守る、または自然に親しむ活動
 3. ごみの減量・リサイクルに関する活動
(フリーマーケットへの出店や参加、フードバンクへの食品提供など)

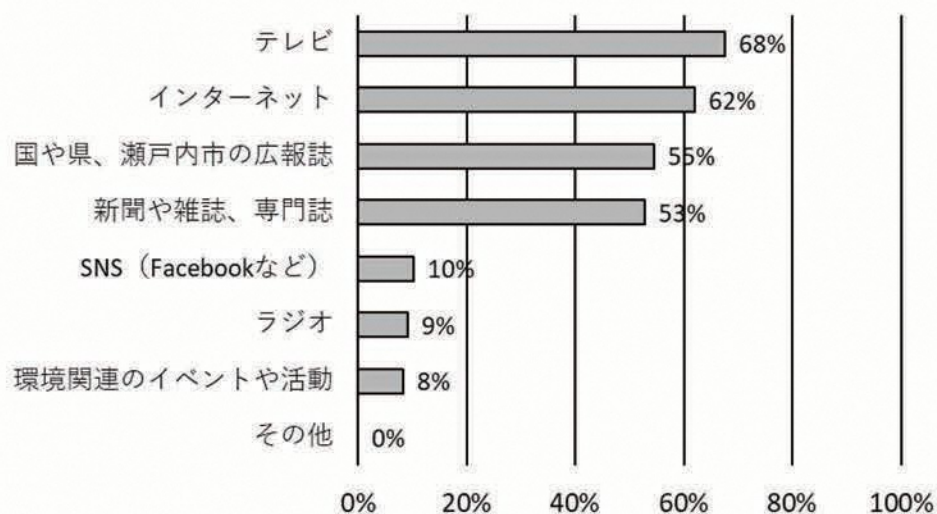


- 参加したことがあるもしくは参加してみたい地域の環境活動として、回答事業者の約半数が「地域のボランティア清掃、川・溝掃除、クリーン作戦、海岸清掃など」と回答していた。
- 「ごみの減量・リサイクルに関する活動」、「地球温暖化防止のための活動」、「自然を守る、または自然に親しむ活動」についても、2割程度の回答が得られた。
- その他の活動として、社内でのSDGsの啓蒙活動やフードバンクへの取組等の回答が得られた。

③ 環境に関する情報の入手方法について

I. 【問】貴事業所では、環境に関する情報をどこから入手していますか。(〇はいくつでも)

- 【例】 1. テレビ
2. ラジオ
3. 新聞や雑誌、専門誌



➤ 環境に関する情報の入手方法として、回答事業者の約 7 割が「テレビ」と回答しており、次いで「インターネット」や「国や県、瀬戸内市の広報誌」がそれぞれ約 6 割と多かった。

④ 現在住んでいる地域の環境について

I. 【問】貴事業所では、次にあげる身のまわりの環境についてどのように感じていますか。

(A～G それぞれに○は1つ)

【例】A 大気汚染や騒音、臭いなどの心配がなく快適に暮らせている

1. そう思う
2. 少しそう思う
3. あまりそう思わない
4. そう思わない

B お住まいの地域はごみの散乱やポイ捨てなどがなく清潔である

1. そう思う
2. 少しそう思う
3. あまりそう思わない
4. そう思わない



- 「気候変動等による気象の変化が激しくなっている」に対し、「そう思う」と回答した割合は約8割で、「少しそう思う」の回答と合わせると、回答事業者の9割以上が感じていると回答していた。
- その他の項目においては、「ごみの散乱やポイ捨てなどがなく清潔である」と「環境についての情報が収集できたり、学んだりできている」を除いて「そう思う」の回答が過半数を超えており、「少しそう思う」の回答と合わせると、回答事業者の7割以上が感じていると回答していた。
- 最も「そう思う」の割合が低かった「環境についての情報が収集できたり、学んだりできている（23%）」では、回答事業者の約4割が「そう思わない」もしくは「あまりそう思わない」と回答していた。

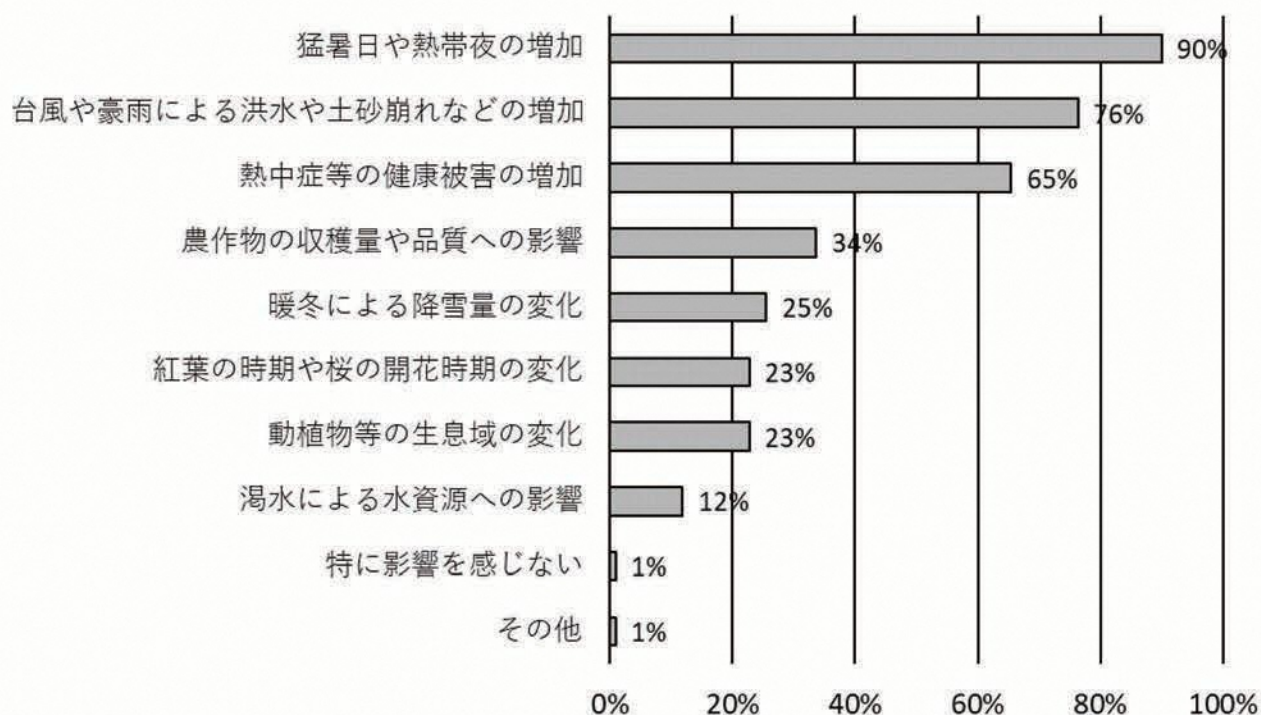
⑤ 身近に感じる環境変化について

I. 【問】現在、温室効果ガスの増加にともなう気候変動（地球温暖化や降雨パターンの変化など）により、様々な影響が出てきています。

貴事業所で、気候変動やその影響として感じているものは何ですか？

（1～10の中から当てはまるものすべてに○）

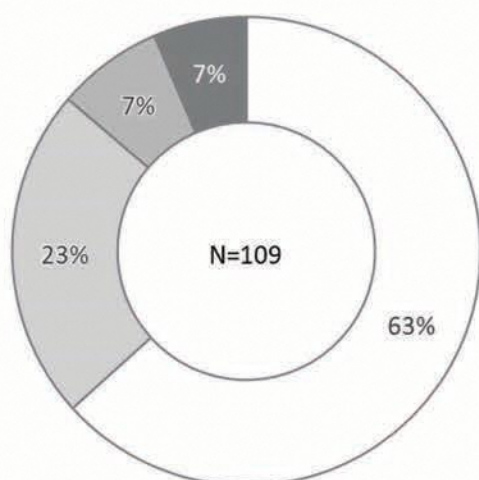
- 【例】 1. 農作物の収穫量や品質への影響
2. 台風や豪雨による洪水や土砂崩れ等の増加
3. 動植物等の生息域の変化



- 気候変動やその影響として感じているものとして、回答事業者の9割が「猛暑日や熱帯夜の増加」を挙げており、次いで「台風や豪雨による洪水や土砂崩れなどの増加（76%）」、「熱中症等の健康被害の増加（65%）」の回答が多かった。
- その他の気候変動やその影響として、冬季の気温上昇（暖冬化）の回答が得られた。

⑥ 瀬戸内市が今後取り組んでいくテーマについて

I. 【問】貴事業所では、「脱炭素社会」という言葉の意味を知っていましたか。(〇は1つ)



□ 上記の説明を読む前から言葉の意味を知っていた

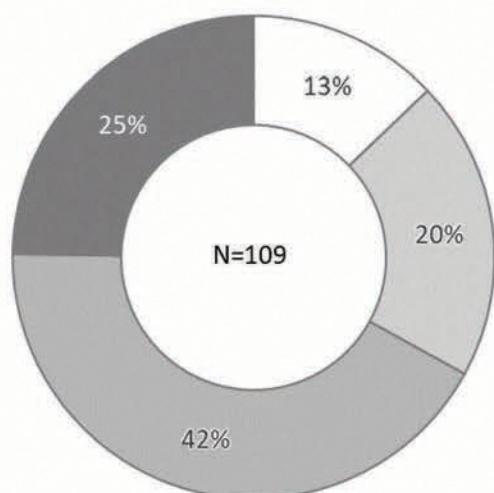
▣ 上記の説明を読むまで言葉の意味は知らなかったが、言葉は聞いたことがあった

■ 上記の説明を読むまで聞いたことがなかった

■ 知らなかった

➤ 「脱炭素社会」について、回答事業者の6割が「言葉の意味を知っていた」と回答し、「聞いたことがなかった」や「知らなかった」との回答はそれぞれ1割未満であった。

II. 【問】貴事業所では、瀬戸内市が「ゼロカーボンシティ宣言」を掲げて地球温暖化対策を推進していることを知っていましたか。(〇は1つ)



□ 上記の説明を読む前から知っていた

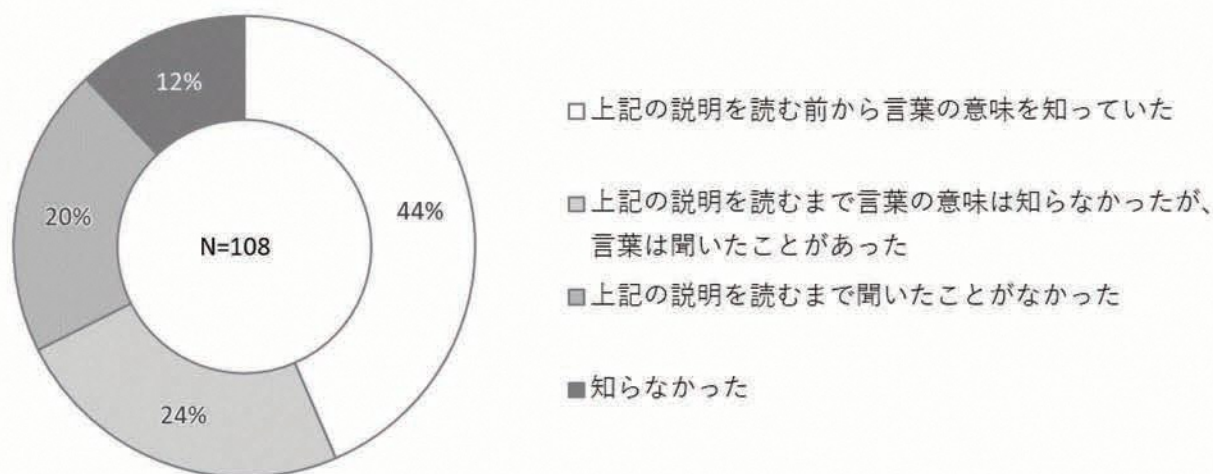
▣ 上記の説明を読むまで知らなかったが「ゼロカーボンシティ宣言」は聞いたことがあった

■ 上記の説明を読むまで聞いたことがなかった

■ 知らなかった

➤ 瀬戸内市の「ゼロカーボンシティ宣言」について、「知っていた」あるいは「聞いたことがあった」との回答は約3割であり、回答者の約7割が「聞いたことがなかった」や「知らなかった」と回答していた。

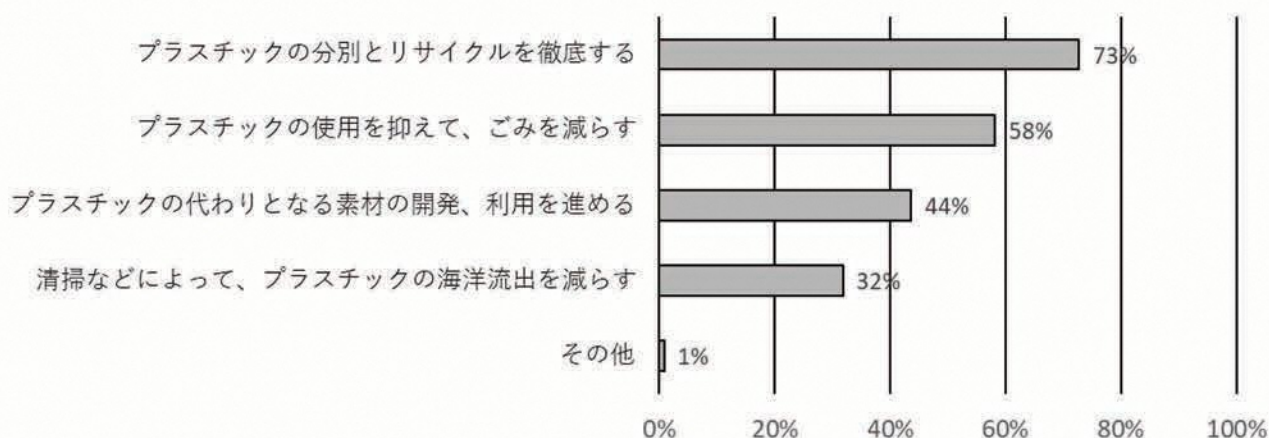
III. 【問】あなたは、「生物多様性」という言葉の意味を知っていましたか。(○は1つ)



- 「生物多様性」について、「言葉の意味を知っていた」との回答は約 4 割であり、回答者の約 3 割が「聞いたことがなかった」あるいは「知らなかった」と回答していた。

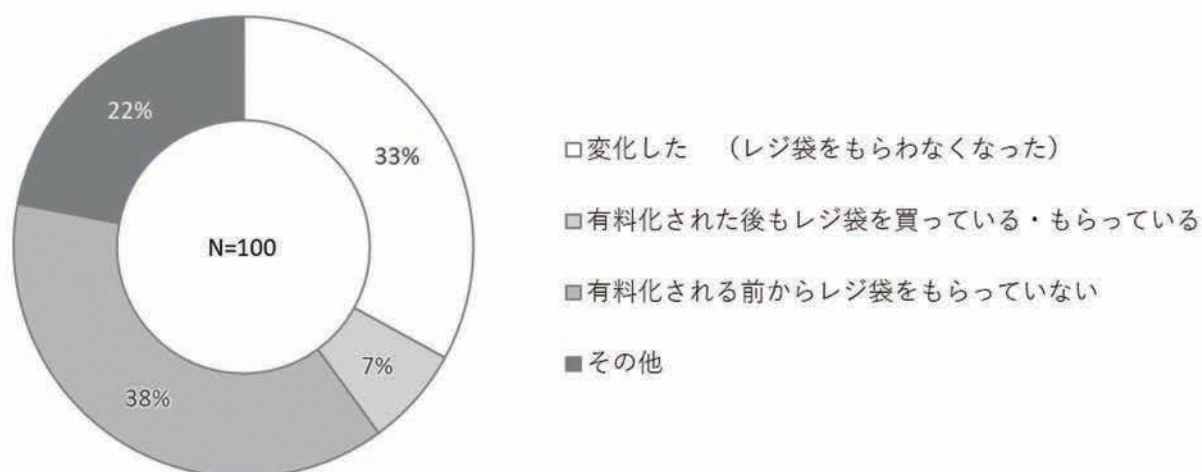
IV. 【問】プラスチック問題の解決に向けて、貴事業所が、重要だと考えることはどれですか。(○はいくつでも)

- 【例】 1. プラスチックの使用を抑えて、ごみを減らす
2. プラスチックの分別とリサイクルを徹底する
3. プラスチックの代わりとなる素材の開発、利用を進める



- プラスチック問題の解決に向けて、回答事業者の約 7 割が「分別とリサイクルの徹底」が重要と回答しており、次いで「使用を抑えて、ごみを減らす」の回答が約 6 割と多かった。
➤ その他の重要と考えることとして、本当の影響が何かを考えるとの回答が得られた。

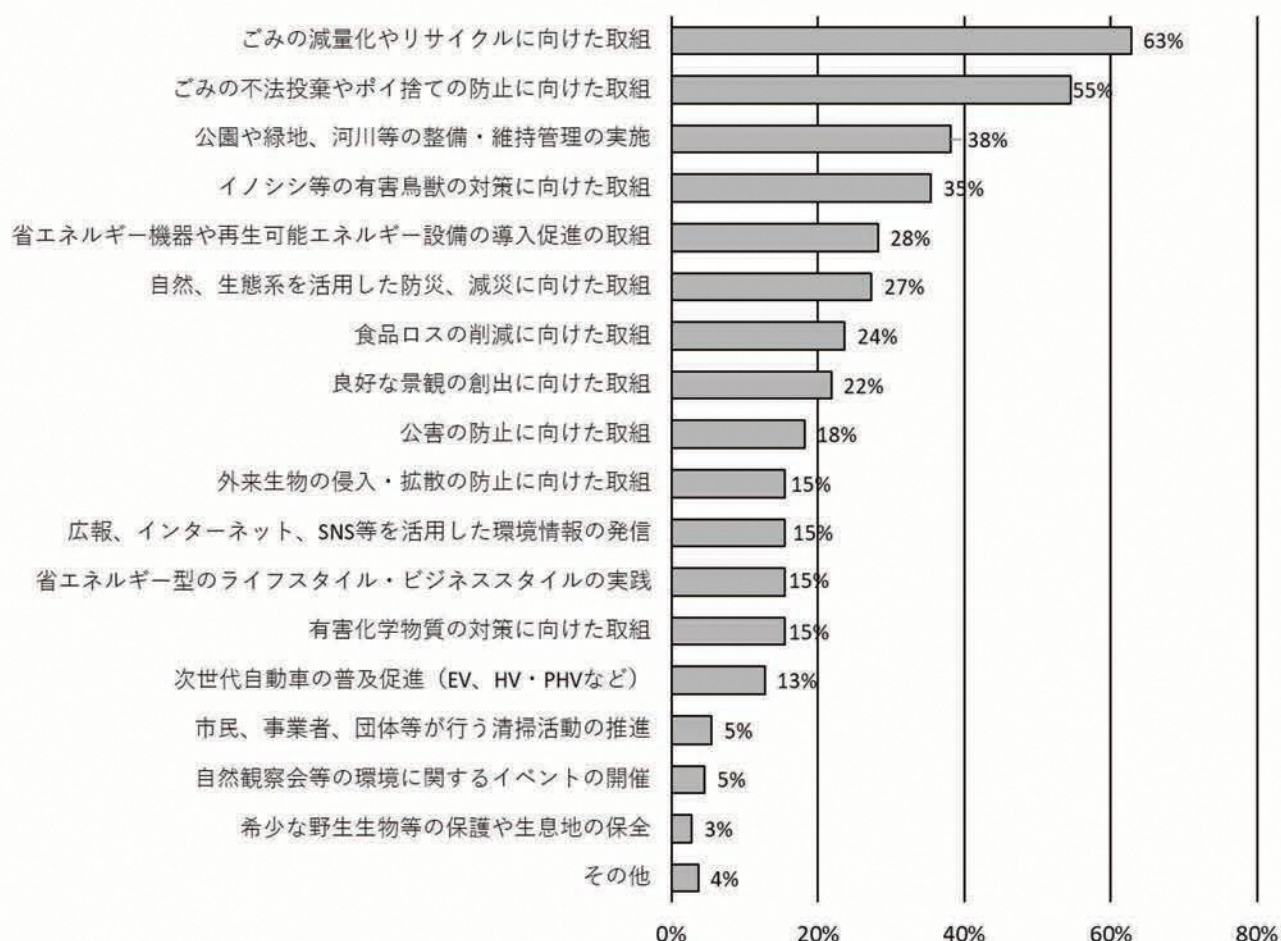
V. 【問】プラスチック製の買物袋(レジ袋)の有料化を受けて、食品や日用品などの日常的な買い物で、貴事業所の行動に変化はありましたか。(〇は1つ)



- プラスチック製の買物袋(レジ袋)の有料化により、回答事業者の約3割が「レジ袋をもらわなくなった」と回答しており、「有料化される前からレジ袋をもらっていない」の回答と合わせると、約7割がレジ袋をもらっていないと回答していた。
- その他の回答は、事業内容的にあてはまらないとの回答が大部分であった。

VI. 【問】より良い環境をめざしていく中で、瀬戸内市の取組として、どのような分野に力を入れていくべきだと思いますか。(〇は5つまで)

- 【例】 1. 公害の防止に向けた取組
2. 有害化学物質の対策に向けた取組
3. ごみの減量化やリサイクルに向けた取組



- 市の取組として力を入れていくべき分野として、回答事業者の約6割が「ごみの減量化やリサイクルに向けた取組」や「ごみの不法投棄やポイ捨ての防止に向けた取組」と回答しており、次いで「公園や緑地、河川等の整備・維持管理の実施」が約4割と多かった。
- その他の分野として、科学との共存、地方企業の活動支援、下水道の整備等の回答が得られた。

(1) 調査の目的

本アンケート調査は、『第2次瀬戸内市環境基本計画』改訂（中間見直し）の一環として、瀬戸内市に居住する市民を対象に、環境に配慮した行動の実施状況や市の環境に関する認識、今後の方向性等を把握するために実施したものである。

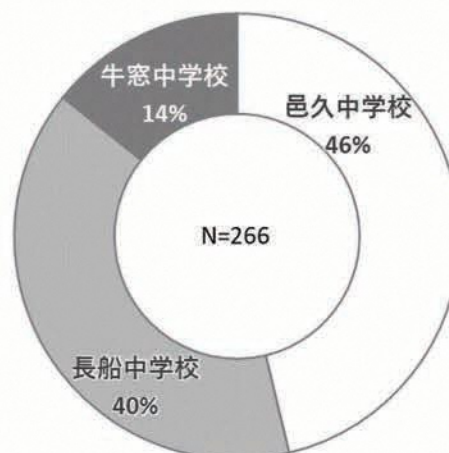
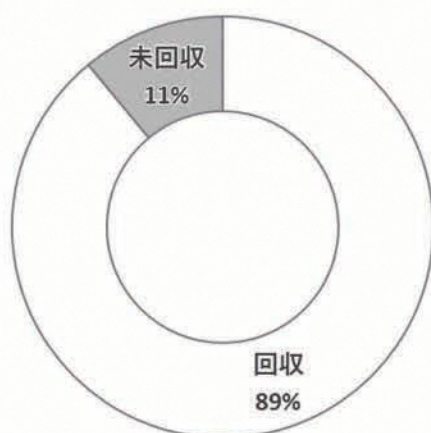
調査結果は、『第2次瀬戸内市環境基本計画』の中間評価や市の環境課題の抽出、環境施策の方向性等の検討に用いる基礎資料とした。

(2) 調査方法

○調査対象者	: 市内の中学2年生
○抽出方法	: 全数対象
○配布・回収方法	: 教育委員会を通じた配布・回収
○実施期間	: 令和3年9月1日(水) ~ 令和3年9月8日(水)

(3) 配布・回収状況

配布数	299 票
回収数	266 票
回収率	89 %



(4) 調査項目

- ① 環境に対する関心や行動について
- ② 環境問題を知る方法について
- ③ 現在住んでいる地域の環境について
- ④ 身近に感じる環境変化について

① 環境に対する関心や行動について

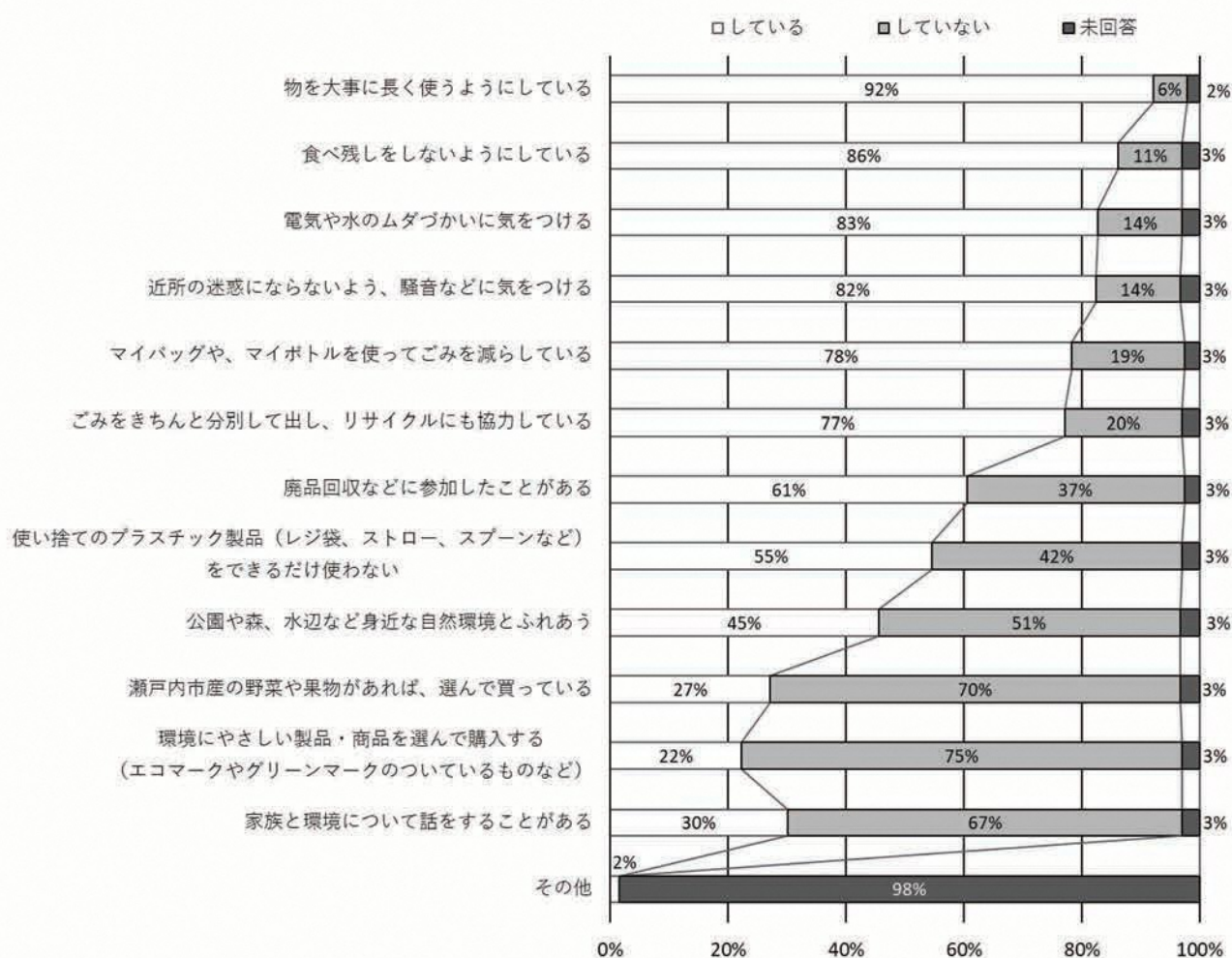
I. 【問】瀬戸内市では、環境にやさしいライフスタイル(生活のしかた)を進めています。

あなたは、環境にやさしい行動をしていますか。

(A～Q それぞれあてはまるものを1つ選んで○)

【例】

A 電気や水のムダづかいに気をつける	1. している	2. していない
B 物を大事に長く使うようにしている	1. している	2. していない
C 食べ残しをしないようにしている	1. している	2. していない

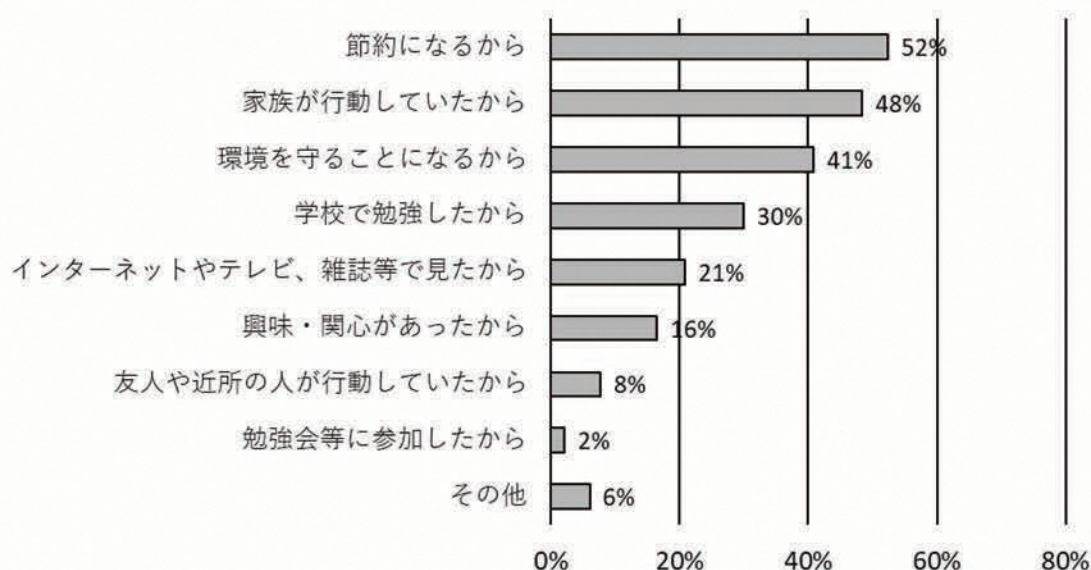


- 「物を大事に長く使うようにしている」や「食べ残しをしないようにしている」の実施率（「している」と回答した割合）が9割程度と特に高かった。
- 「電気や水のムダづかいに気をつける」、「近所の迷惑にならないよう、騒音などに気をつける」、「マイバッグや、マイボトルを使ってごみを減らしている」、「ごみをきちんと分別して出し、リサイクルにも協力している」も実施率がそれぞれ約8割と高かった。
- 実施率が低かった行動としては、「瀬戸内市産の野菜や果物があれば、選んで買っている（27%）」、「環境にやさしい製品・商品を選んで購入する（22%）」が挙げられる。
- 平成28年度に実施されたアンケート結果（以降 H28 アンケート）と比較して、「物を大事に長く使うようにしている（H28：実施率 78%、以降同様）」や「ごみをきちんと分別して出し、リサイクルにも協力している（61%）」、「近所の迷惑にならないよう、騒音などに気をつける（43%）」、「家族と環境について話をすることがある（23%）」、「自然とふれあう（16%）」の実施率が5%以上向上していた。
一方、実施率が5%以上低下した行動は確認されなかった。
- その他の環境行動として、ポイ捨てをしない、ごみ拾いをしている等の回答が得られた。

II.（Iで「している」に○が1つ以上ある方のみ回答）

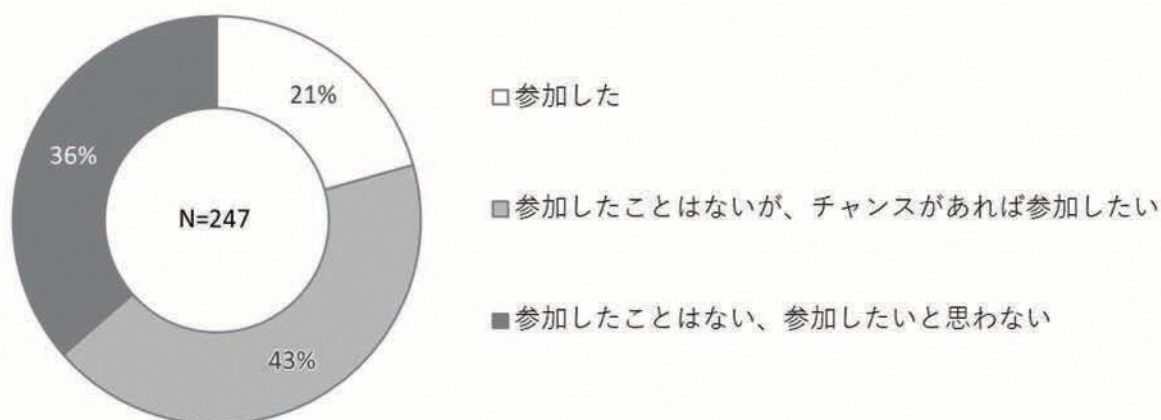
【問】その行動を始めたきっかけを教えてください。（○はいくつでも）

- 【例】1. 環境を守ることになるから
2. 興味・関心があったから
3. 家族が行動していたから



- 環境行動を始めたきっかけとして、回答学生の約半数が「節約になるから」や「家族が行動していたから」と回答し、次いで「環境を守ることになるから」が約4割と多かった。
- その他の回答として、常識だから、子供会でしたから等の回答が得られた。

III. 【問】あなたは、ここ1年間に地域の環境活動などに参加したことがありますか。(○は1つ)

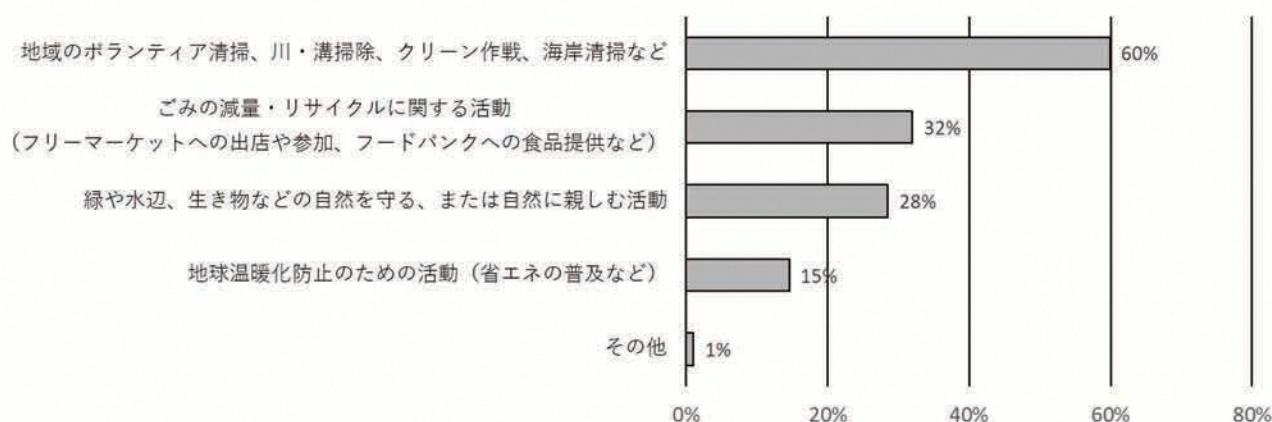


- 直近1年以内に地域の環境活動へ「参加した」と回答した学生は約2割であり、「参加したことはないが、チャンスがあれば参加したい」の回答が約4割と最も多かった。

IV. (Ⅲで「参加した」、「参加したことはないが、今後機会があれば参加したい」と答えた方のみ回答)

【問】参加したことがある活動や、参加してみたい活動はどれですか。(○はいくつでも)

- 【例】 1. 地域のボランティア清掃、川・溝掃除、クリーン作戦、海岸清掃など
 2. 緑や水辺、生き物などの自然を守る、または自然に親しむ活動
 3. ごみの減量・リサイクルに関する活動
 (フリーマーケットへの出店や参加、フードバンクへの食品提供など)

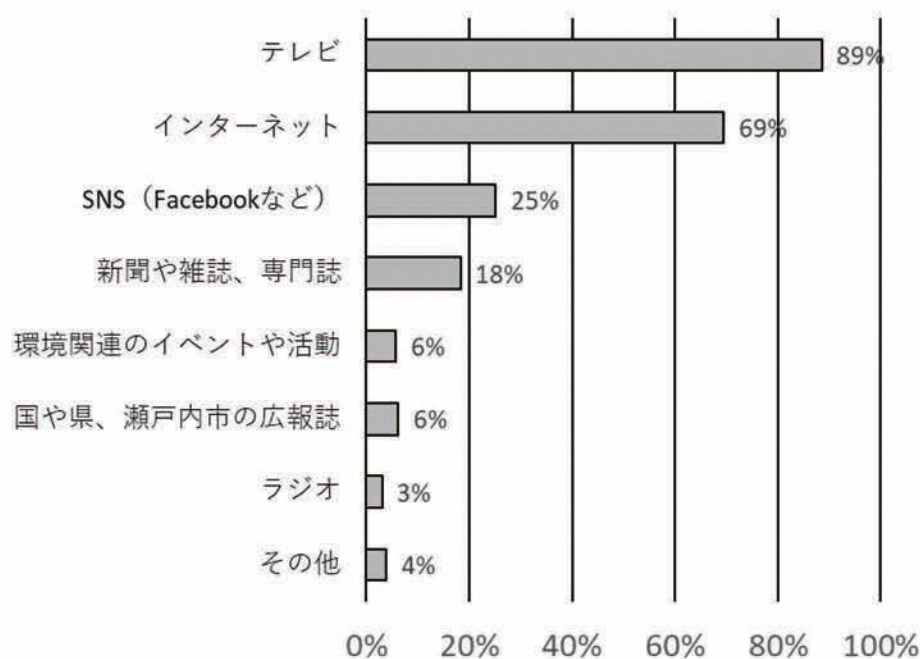


- 参加したことがあるもしくは参加してみたい地域の環境活動として、回答学生の6割が「地域のボランティア清掃、川・溝掃除、クリーン作戦、海岸清掃など」と回答していた。
- 「ごみの減量・リサイクルに関する活動」、「自然を守る、または自然に親しむ活動」、「地球温暖化防止のための活動」についても、2～3割程度の回答が得られた。
- その他の活動として、環境の大切さについてレポートをつくるとの回答が得られた。

② 環境問題を知る方法について

I. 【問】あなたは、環境に関する情報をなにで知りますか。(〇はいくつでも)

- 【例】 1. テレビ
2. ラジオ
3. 新聞や雑誌、専門誌



- 環境に関する情報の入手方法として、回答学生の約9割が「テレビ」と回答しており、次いで「インターネット」が約7割と多かった。
- その他の入手方法として、学校や家族、勉強会等の回答が得られた。

③ 現在住んでいる地域の環境について

I. 【問】あなたは、次にあげる身のまわりの環境についてどのように感じていますか。

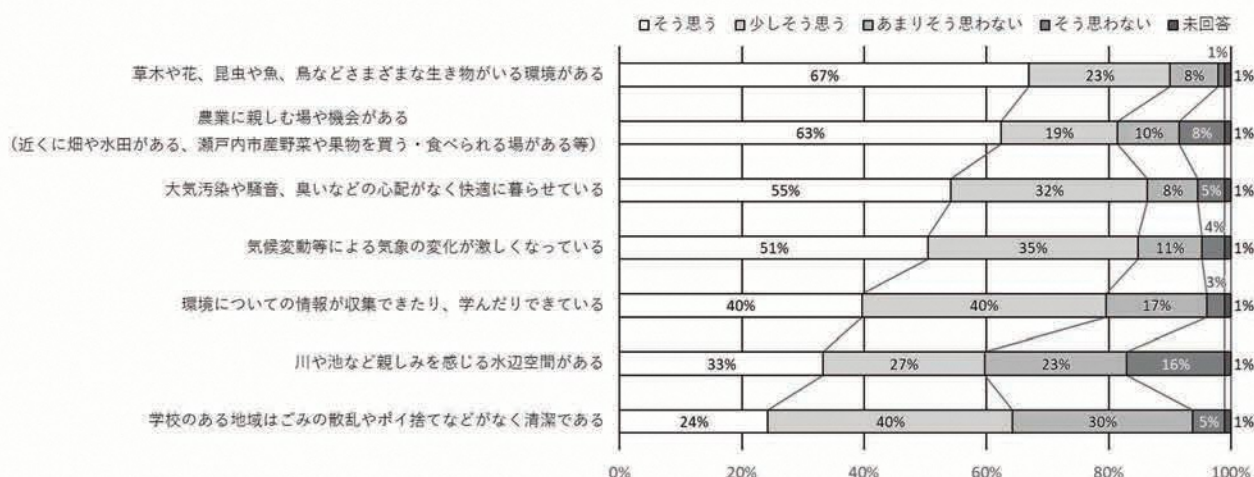
(A～G それぞれに○は1つ)

【例】A 大気汚染や騒音、臭いなどの心配がなく快適に暮らせている

1. そう思う
2. 少しそう思う
3. あまりそう思わない
4. そう思わない

B 学校のある地域はごみの散乱やポイ捨てなどがなく清潔である

1. そう思う
2. 少しそう思う
3. あまりそう思わない
4. そう思わない

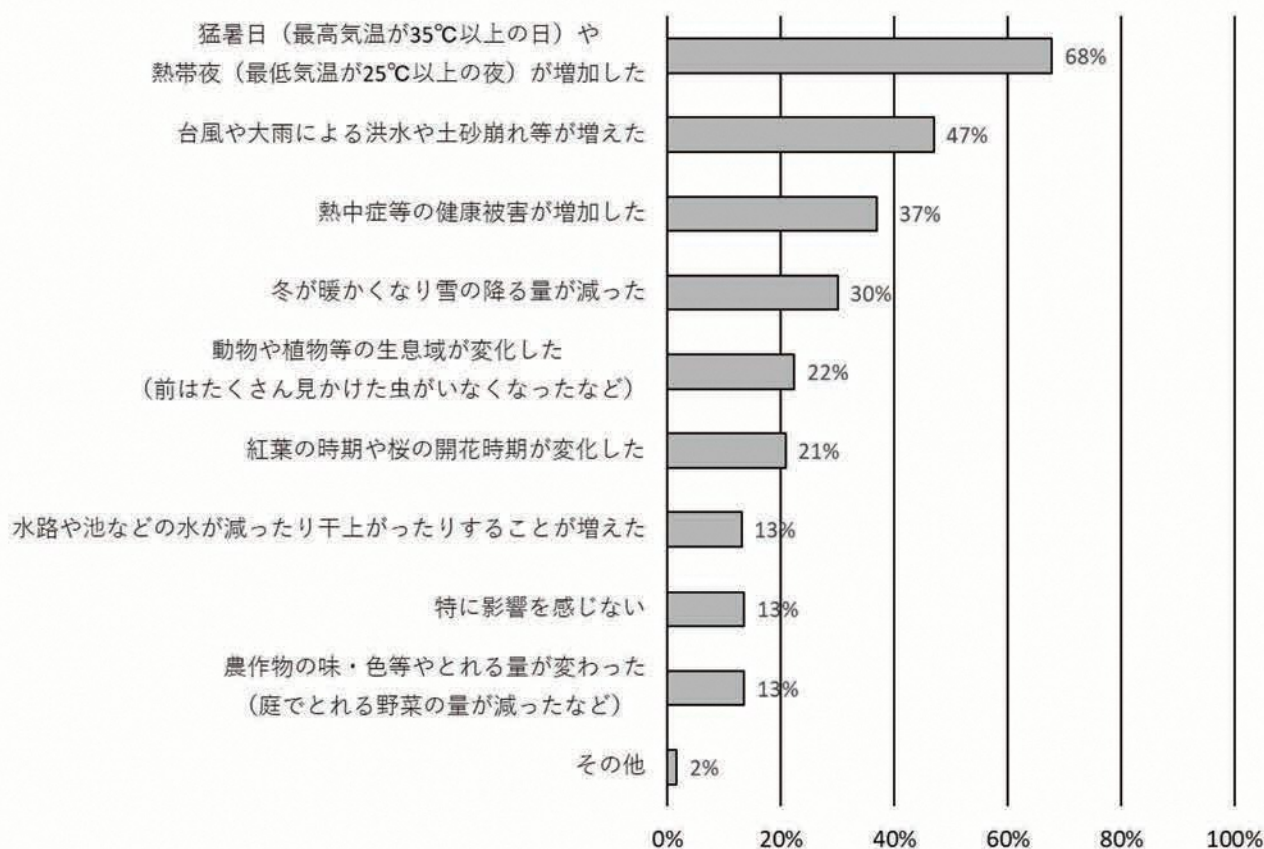


- 「さまざまな生き物がいる環境がある」に対し、「そう思う」と回答した割合は約 7 割と最も多く、「少しそう思う」の回答と合わせると、回答学生の 9 割が感じていると回答していた。
- その他「そう思う」の回答が過半数を超えていた項目としては、「農業に親しむ場や機会がある (63%)」や「大気汚染や騒音、臭いなどの心配がなく快適に暮らせている (55%)」、「気候変動等による気象の変化が激しくなっている (51%)」が挙げられ、「少しそう思う」の回答と合わせると、回答学生の 8 割以上が感じていると回答していた。
- 「あまりそう思わない」と「そう思わない」の合計が 3 割以上だった項目としては、「親しみを感じる水辺空間がある」と「ごみの散乱やポイ捨てなどがなく清潔である」が挙げられ、特に「親しみを感じる水辺空間がある」については、回答学生の約 2 割が「そう思わない」と回答していた。

④ 身近に感じる環境変化について

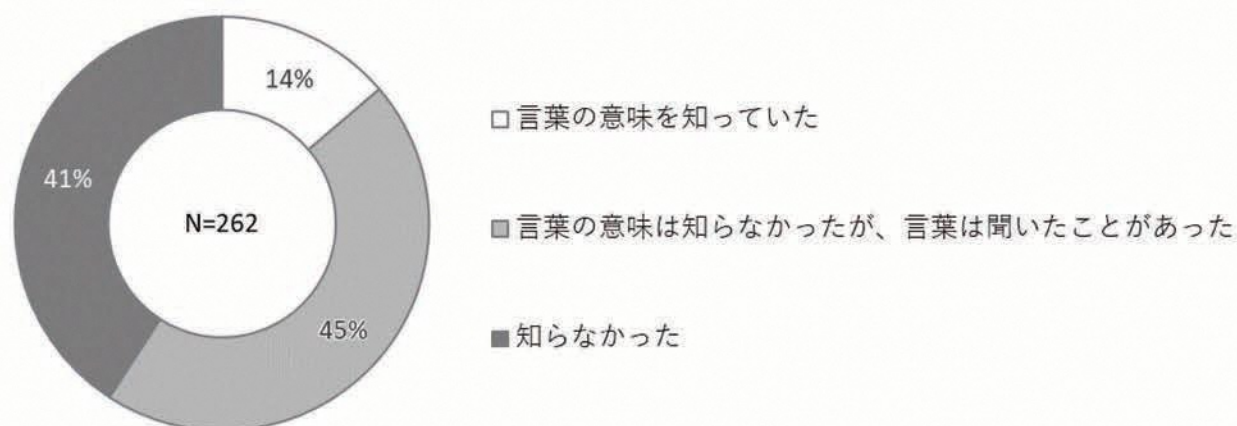
- I. 【問】現在、温室効果ガス(二酸化炭素など、太陽からの熱を吸収し大気を暖めるガス)の増加にともなう気候変動(気温や雨の降り方の変化など)により、様々な影響が出てきています。あなたが、その影響として感じているものは何ですか？
(1～10の中から当てはまるものすべてに○)

- 【例】 1. 農作物の味・色等やとれる量が変った（庭でとれる野菜の量が減ったなど）
2. 台風や大雨による洪水や土砂崩れ等が増えた
3. 動物や植物等の生息域が変化した（前はたくさん見かけた虫がいなくなったなど）



- 気候変動やその影響として感じているものとして、回答学生の約7割が「猛暑日や熱帯夜が増加した」を挙げており、次いで「台風や豪雨による洪水や土砂崩れ等が増えた（47%）」や「熱中症等の健康被害が増加した（37%）」の回答が多かった。
- その他の気候変動やその影響として、日が高くない時間帯でも暑い日が多い、雨が降らない等の回答が得られた。

II. 【問】あなたは、「生物多様性」という言葉の意味を知っていますか。(○は1つ)

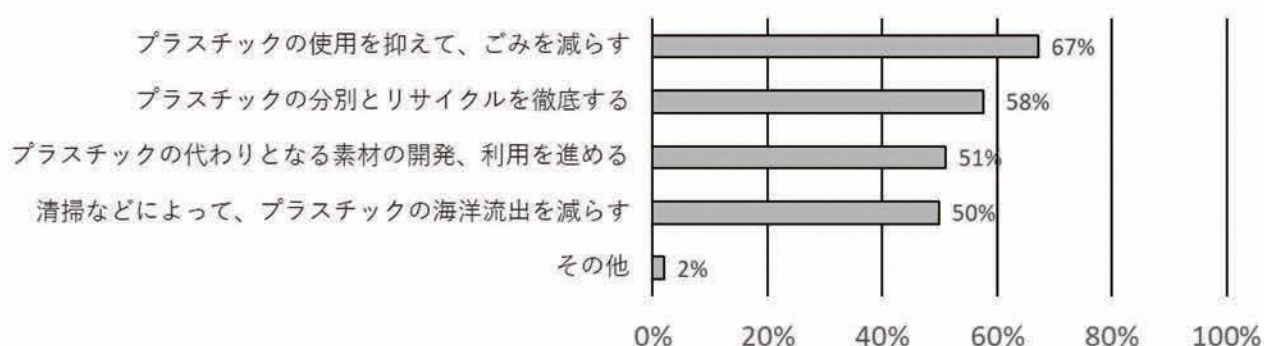


- 「生物多様性」について、「言葉の意味を知っていた」との回答は約 1 割であり、「意味は知らなかったが、言葉は聞いたことはあった」が約半数、「知らなかった」が約 4 割であった。

III. 【問】最近、プラスチックによる環境への影響が問題となっています。

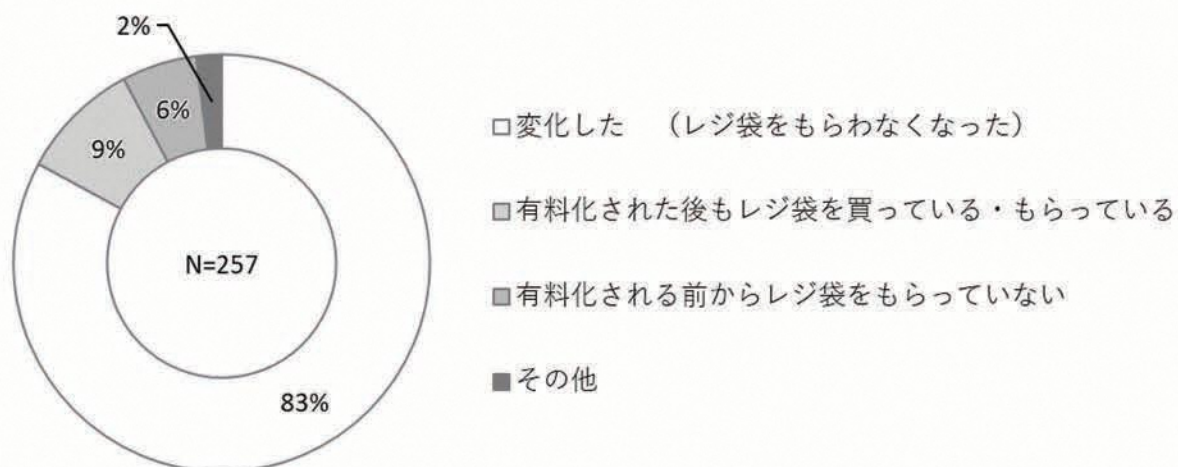
この問題の解決に向けて、あなたが、重要だと考えることはどれですか。(○はいくつでも)

- 【例】 1. プラスチックの使用を抑えて、ごみを減らす
2. プラスチックの分別とリサイクルを徹底する
3. プラスチックの代わりとなる素材の開発、利用を進める



- プラスチック問題の解決に向けて、回答学生の約 7 割が「使用を抑えて、ごみを減らす」が重要と回答しており、次いで「分別とリサイクルを徹底する」の回答が約 6 割と多かった。
- その他の重要と考えることとして、一人ひとりが意識して行動する、災害などでごみが流れないように速やかに処分する等の回答が得られた。

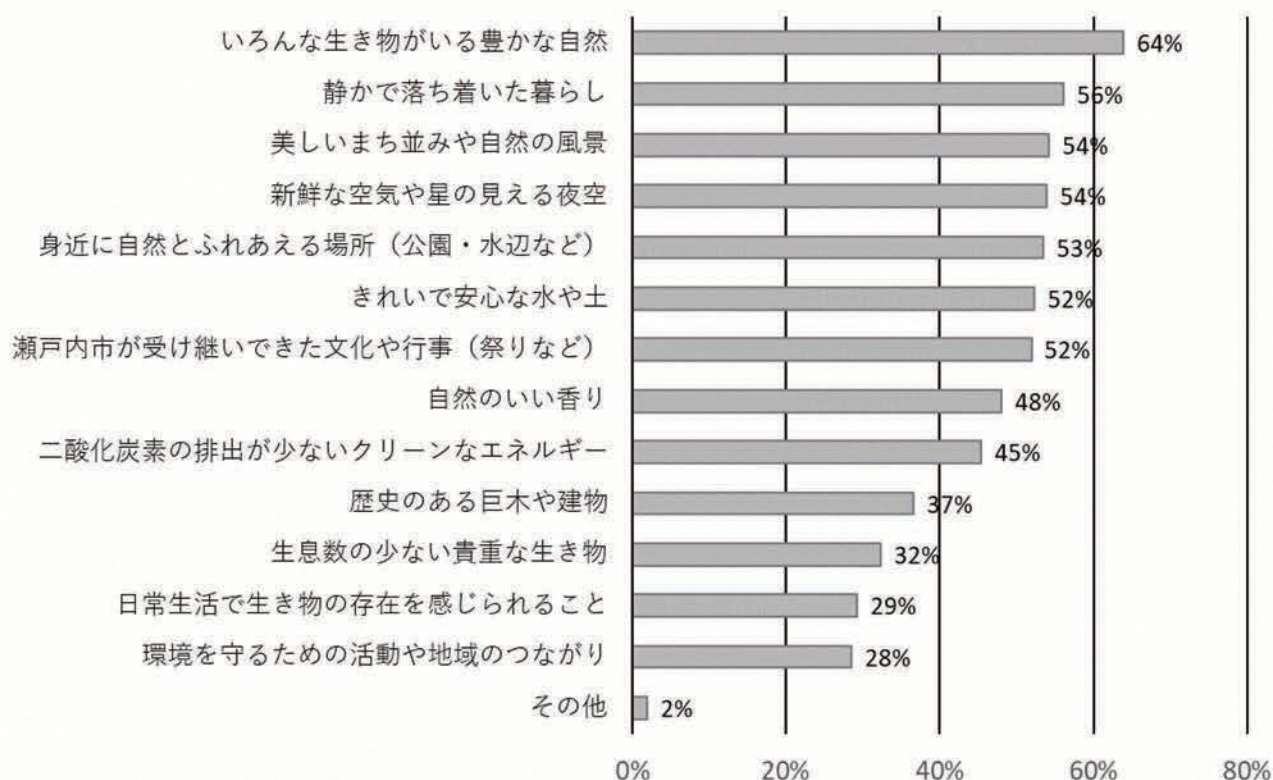
IV. 【問】プラスチック製の買物袋(レジ袋)の有料化を受けて、食品や日用品などの日常的な買い物で、あなたの行動に変化はありましたか。(〇は1つ)



- プラスチック製の買物袋(レジ袋)の有料化により、回答学生の約8割が「レジ袋をもらわなくなった」と回答しており、「有料化される前からレジ袋をもらっていない」の回答と合わせると、約9割がレジ袋をもらっていないと回答していた。
- その他の回答としては、ときどきもらっている、無料のレジ袋だけもらっている等の回答が得られた。

V. 【問】将来の瀬戸内市に、あなたが残したいと思うものは何ですか。(○はいくつでも)

- 【例】 1. いろんな生き物がいる豊かな自然
2. 生息数の少ない貴重な生き物
3. 身近に自然とふれあえる場所(公園・水辺など)



- 将来に残したいものとして、回答学生の約6割が「いろんな生き物がいる豊かな自然」や「静かで落ち着いた暮らし」と回答していた。
- その他の回答割合が過半数を超えていたものとしては、「美しいまち並みや自然の風景(54%)」、「新鮮な空気や星の見える夜空(54%)」、「身近に自然とふれあえる場所(53%)」、「きれいで安心な水や土(52%)」、「瀬戸内市が受け継いできた文化や行事(52%)」が挙げられる。
- その他の分野として、高度な技術をもったまち、便利なまち等の回答が得られた。

第1章
計画の基本的な考え方

第2章
市のめざす環境

第3章
主要施策

第4章
計画の推進

資料編

5. SDGsの17目標で見る瀬戸内市の環境基本計画施策

基本方針別取組分野	① 貧困を 無くそう	② 飢餓を ゼロに	③ すべての 人に健康 と福祉を	④ 質の高い 教育を みんなに	⑤ ジェンダー 平等を 実現しよう	⑥ 安全な水と トイレを 世界中に	⑦ エネルギー をみんなに そして クリーンに
	1 貧困を なくそう	2 飢餓を ゼロに	3 すべての人に 健康と福祉を	4 質の高い教育を みんなに	5 ジェンダー平等を 実現しよう	6 安全な水とトイレを 世界中に	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに
基本方針1 ゼロカーボンシティの実現							
効率的なエネルギー利用の拡大				○			◎
再生可能エネルギーの 利活用の拡大				○			◎
基本方針2 循環型のまちづくり							
ごみの発生抑制・排出抑制の徹底		○	○	○		○	
家庭系ごみ・事業系ごみの 適正分別・処理の徹底			○	○			
ごみの再利用・再生利用の徹底			○	○			
基本方針3 快適で安全・安心なまちづくり							
大気・水環境などの 保全と防止対策			◎			◎	
気候変動に伴う影響の 最小化・防災対策の強化	○	○	○	○			○
基本方針4 自然とのつながりを感じる郷土・里海づくり							
生態系豊かな環境の保全				○		○	
農業・漁業の生産環境の保護		○		○		○	
自然とのふれあいの推進				◎		○	
基本方針5 郷土の誇りを継ぐ協働の進んだまちづくり							
郷土に関する学習機会の提供				◎	○		
他課や事業者との協働による 先進的取組の立ち上げ					○		○

17目標それぞれについて、施策に関連するターゲットがあるかを判断しています。

(◎：直接関連するターゲットがあるもの、○：関係するターゲットがあるもの)

⑧ 働きがいも 経済成長も	⑨ 産業と技術 革新の基礎 をつくろう	⑩ 人や国の 不平等を なくそう	⑪ 住み続け られるまち づくりを	⑫ つくる責任 つかう責任	⑬ 気候変動に 具体的な 対策を	⑭ 海の豊かさ を守ろう	⑮ 緑の豊かさ も守ろう	⑯ 平和と公正 をすべての 人に	⑰ パートナ ーシップで 目標を達成 しよう
8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基礎をつくろう	10 人や国の不平等 をなくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさを 守ろう	15 陸の豊かさも 守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナース hipで目標を達成 しよう
	○		◎	○	◎				
	○		◎	○	◎				
○	○		◎	◎		◎			
	○		◎	◎		◎			
	○		◎	◎		◎			
	○		◎	○		○	○		
			◎		◎	○	○		
○			◎		○	◎	◎		
○	○		◎	○	○	◎	◎		
○		○	◎		○	◎	◎		
		○	◎	◎	◎	○	○	○	
○	○	○	◎	◎	◎	○	○	○	

直接該当するターゲットは無いが、パートナーシップで目標の達成を目指す

6. 用語説明

英数字、記号

■2050 年カーボンニュートラル

2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること。

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味する。

■COP26

国連気候変動枠組条約締約国会議（Conference of the Parties）の第 26 回会議を略したもの。

2021 年にイギリスのグラスゴーで開催され、パリ協定のルールブックの完成、グラスゴー気候合意の採択等が行われた。

■EV

電気自動車（Electric Vehicle）を略したもの。

バッテリーに蓄えた電気をモーターに供給し、走行のための駆動力を得る自動車を指し、省エネ・低公害の次世代自動車の代表的存在として期待されている。

■IPCC

国連気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change）を略したもの。

人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988 年に国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立された。

ア行

■エコマーク

様々な商品（製品およびサービス）の中で、「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベル。



（出典）エコマーク事務局 HP

■岡山県環境影響評価等に関する条例

土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者がその事業の実施に際し環境影響評価及び環境管理を行うことが環境の保全上極めて重要であることにかんがみ、環境影響評価及び環境管理について県等の責務を明らかにするとともに、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について、環境影響評価及び環境管理が適切かつ円滑に行われるための手続その他所要の事項を定めることにより、その事業の実施に際し、環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とした条例。

国が大規模太陽電池発電所を「環境影響評価法（法アセス）」の対象としたことを踏まえ、法アセス対象規模未満の太陽電池発電所が 2020 年に対象事業へ追加された。

■岡山県環境基本計画 エコビジョン 2040

岡山県環境基本条例に掲げる基本理念のもと、岡山県内の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定された計画。

2021 年に「新岡山県環境基本計画（エコビジョン 2020）」の次計画として策定。

■岡山県環境基本条例

環境の保全について基本理念を定め、岡山県・市町村・事業者・県民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、総合的・計画的に環境保全施策を推進するための条例。

■岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例

太陽光発電の導入における、安全性確保や環境保全などについての不安を解消し、安全で安心な生活の確保に配慮した太陽光発電の普及及び拡大に寄与することを目的とした条例。

2019年に施行され、太陽光発電施設の設置者が遵守すべき事項の制定、設置禁止区域及び設置に適さない区域の指定を行っている。

力行

■海洋プラスチック

プラスチックごみが回収されずに河川などを通じて海に流れ込んだもの。

世界全体で年間数百万トン、日本だけでも年間2～6万tが流出していると推計されている。

■海洋プラスチックごみ対策アクションプラン

海洋プラスチックごみ対策も成長の誘因であり、経済活動の制約ではなくイノベーションが求められているという考えの下、プラスチックを有効利用することを前提としつつ、新たな汚染を生み出さない世界の実現を目指した具体的な取組を示したもの。

2019年に策定され、廃棄物処理制度による回収・流出防止、イノベーションによる代替素材への転換等が盛り込まれている。

■外来生物

もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物を指し、海外から持ち込まれた「国外由来の外来生物」と、国内の他の地域から持ち込まれた「国内由来の外来生物」がある。

「特定外来生物による生態系等に係る被害の

防止に関する法律（外来生物法）」では、国外由来の外来生物の中で、生態系や農林水産業、人の生命・身体に被害を及ぼしているものや及ぼすおそれのあるもの（特定外来生物）を対象としている。

■環境基本法

1993年に制定された、環境に関するすべての法律の最上位に位置する法律。

環境の保全に向けて、環境法の基本理念を明らかにし、社会の構成員それぞれ（国、地方公共団体、事業者、国民）の役割を定め、環境保全のための施策の基本となる事項や方法を定めることで、現在だけでなく、将来の国民の生活の確保、さらには人類の福祉に貢献することを目的としている。

■気候変動適応法

我が国における適応策の法的位置づけを明確化し、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して適応策を推進するための法的仕組みを整備した法律。

同法第10条に基づき、気候変動影響の総合的な評価についての報告書「気候変動影響評価報告書（総説）」が2020年に作成され、当報告書を元に、国の「気候変動適応計画」が2021年に改定された。

■協働

市民・事業者・市などが共通の目的に向け、それぞれの特徴を理解した上で、互いに得意とすることを活かし、協力・協調しながら取り組むこと。

■グラスゴー気候合意

2021年開催の国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）で採択された合意。

最新の科学的知見に依拠しつつ、パリ協定の1.5℃努力目標達成に向け、今世紀半ばのカーボンニュートラル及びその経過点である2030年に向けて野心的な気候変動対策等が締約国に求められている。

サ行

■自主防災組織

「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成し、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織。

■持続可能な開発のための 2030 アジェンダ

「持続可能な開発目標 SDGs」を中核とする、2016～2030 年までの国際社会共通の目標。

2015 年に開催された国連サミットで採択された。

■循環型社会

製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のこと。

■食品ロスの削減の推進に関する法律

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とした法律。

2019 年に施行され、2020 年には、同法の第 11 条に基づいた「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されている。

■親水公園

水辺から離れて生活する住民が、河川・湖沼・海浜などの地形を利用して、水と親しめるように作られた公園。

河川に沿った遊歩道の整備や川底に自然石を敷き詰めるなど、水を身近に感じられ、水遊びができる場所。

■生物多様性

生物多様性基本法に定義される、「様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に

様々な差異が存在すること」を指す概念。

同法では、人類は生物の多様性のもたらす恵沢を享受することにより生存しており、また、生物多様性は地域における固有の財産として地域独自の文化の多様性をも支えているとされる。

■瀬戸内市環境基本条例

瀬戸内市の良好な環境の保全等(復元及び創造を含む。)について基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする条例。

■瀬戸内海環境保全特別措置法

瀬戸内海の環境の保全に関する基本理念を定め、及び瀬戸内海の環境の保全上有効な施策の実施を推進するための瀬戸内海の環境の保全に関する計画の策定等に関し必要な事項を定めるとともに、特定施設の設置の規制、富栄養化による被害の発生の防止、自然海浜の保全、環境保全のための事業の促進等に関し特別の措置を講ずることにより、瀬戸内海の環境の保全を図ることを目的とする法律。

2021 年の改正により、瀬戸内海の環境の保全が、気候変動による水温の上昇その他の環境への影響が瀬戸内海においても生じていることも踏まえて行う旨が基本理念に規定されたほか、新たに栄養塩類管理制度等が導入された。

タ行

■第 3 次瀬戸内市総合計画

瀬戸内市が目指す将来像とその実現に向けた施策をあわらした、まちづくりの指針となる瀬戸内市の最上位計画。

2021 年に第 2 次の次計画として策定。

■第五次環境基本計画

環境基本法第15条に基づき、政府全体の環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、総合的かつ長期的な施策の大綱などを定めた計画。

2018年に第四次の次計画として策定。

■太陽熱利用設備

太陽の熱エネルギーを太陽集熱器に集め、熱媒体を暖め給湯や冷暖房などに活用する設備。

太陽光発電よりも効率良く太陽エネルギーを利用できるため、屋根のスペースが小さい場合等、太陽光発電の導入が難しい住宅にも設置可能なほか、簡単なシステムであるために特別な知識や操作が必要なく、手軽に導入できるという利点がある。

■地域循環共生圏

各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方。

2018年に策定された「第五次環境基本計画」で提唱されている。

■地球温暖化対策計画

地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画。

2050年カーボンニュートラル宣言や、2030年度46%削減目標等の実現に向け、2021年に改定された。

■地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

地球温暖化対策計画に即して、地方公共団体の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画。

瀬戸内市では、2019～2023年度を計画期間とする第3次実行計画を定めている。

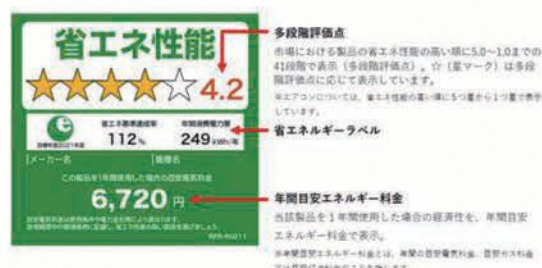
■地球温暖化対策の推進に関する法律

地球温暖化対策に関し、地球温暖化対策計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の量の削減等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする法律。

2021年の改正により、2050年カーボンニュートラルが基本理念に明確に位置付けられたほか、地域の再エネを活用した脱炭素化の取組等が盛り込まれた。

■統一省エネラベル

消費者が家電製品等のエネルギー消費機器を購入するときに、省エネ性能が優れている製品を選ぶよう支援するための「小売事業者表示制度」に基づき、製品の省エネ性能や経済性等を小売事業者等が表示したラベル。



(出典)資源エネルギー庁 HP

ナ行

ハ行

■ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。

瀬戸内市では、「防災ハザードマップ」と「地震・津波ハザードマップ」を作成し、市のホームページ等で公表している。

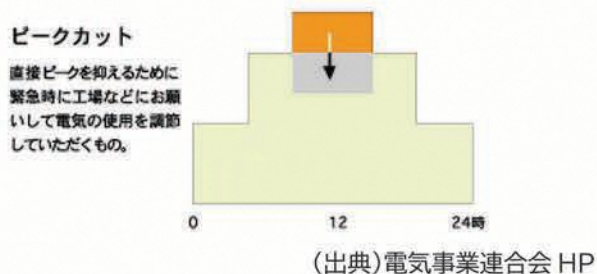
■パリ協定

国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で採択された、2020 年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組み。

歴史上はじめて、気候変動枠組条約の加盟国全てが削減目標・行動をもって参加することをルール化し、世界共通の長期目標として、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2C より十分低く保つとともに、1.5C に抑える努力を追求すること」を掲げている。

■ピークカット

夏の冷房、冬の暖房などによって生まれる、日単位あるいは年単位の電力需要（消費）のピーク（頂点）を低く抑えること。



■不法投棄

定められた処分場以外の山中や廃墟などに廃棄物を投棄する行為。

■フードバンク

安全に食べられるのに、包装の破損や過剰在庫などの理由で流通に出すことができない食品を、必要としている施設や団体、世帯に企業などが無償で提供する活動。

■ふるさと納税

自分が選んだ自治体に寄附することで、税金が控除される制度。

多くの自治体で地元の特産品や宿泊券などの「お礼の品」を用意しており、瀬戸内市では、寄付額に応じたポイント制度（セットちゃんポイント）を採用している。

マ行

■マニフェスト(産業廃棄物管理票)

産業廃棄物の処理が適正に実施されたかどうか確認するために、排出事業者による作成が義務付けられている書類。

誰がどのような産業廃棄物をどのように取り扱うかを記載する。

■目録

野生動植物種のリストで、生物（種の）多様性に関する最も重要な基本的情報の一つ。

瀬戸内市では現状未作成だが、岡山県では「岡山県野生生物目録 2019」が作成されており、動物 12,964 種、植物 3,397 種の計 16,361 種が掲載されている。

ヤ行

■有害鳥獣

イノシシ・シカ・キツネなど、田畑を荒らしたり、家畜を襲ったりなどの人々に害を及ぼす動物。

■有害鳥獣防護柵

有害鳥獣の侵入を防ぐ柵。一時的に設置する簡易柵と恒久的に設置する防護柵に分けられる。

■遊休農地

現状は農地として利用されておらず、今後も利用見込みがないが、草刈り等を実施することで再生利用が可能な荒廃農地。

「耕作放棄地」とほぼ同義で、「遊休農地」が農業経営基盤強化促進法等に用いられる法令用語であるのに対し、「耕作放棄地」は農林業センサス等に用いられる統計用語である。

ラ行

■レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物の種のリストである「レッドリスト」の解説として、掲載種の生息状況等を取りまとめた書籍。

捕獲規制等の直接的な法的効果を伴うものではないが、社会への警鐘として広く社会に情報を提供することにより、様々な場面で多様な活用が図られている。

ワ行

■ワークショップ

参加者が専門家の助言を得ながら問題解決のために行う研究集会、あるいは、参加者が自主的活動方式で行う講習会。



第2次瀬戸内市環境基本計画(改訂版)

発行日:令和4(2022)年3月

発行・編集:瀬戸内市 市民生活部 生活環境課

〒701-4292

岡山県瀬戸内市邑久町尾張 300-1

TEL:0869-22-1899

FAX:0869-22-3973

URL:<http://www.city.setouchi.lg.jp/>

まっすぐ、しあわせ。



三 東 戸 内 市